

令和元年

第3回美濃市議会定例会会議録

令和元年 9月 3日 開会

令和元年 9月27日 閉会

美濃市議会

令和元年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	6
開会・開議の宣告	9
諸般の報告及び行政諸般の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案の上程	9
議案の説明	
認第1号(副市長 柴田徳美君)	10
休憩	13
再開	13
認第2号・認第5号・認第6号・議第39号・議第42号・議第47号 議第49号・議第50号・議第51号(民生部長 篠田博史君)	13
認第3号・認第4号・認第8号・議第40号・議第41号・議第53号 議第54号・議第58号(建設部長 池田健一君)	19
休憩	25
再開	25
認第7号(美濃病院事務局長 林信一君)	25
議第38号・議第48号(総務部長 北村道弘君)	27
議第43号・議第44号・議第45号・議第46号(秘書課長 西部睦人君)	31
休憩	34
再開	34
議第52号・議第55号・議第56号・議第57号(産業振興部長 成瀬孝子君)	34
議案の上程	35
議案の説明	
議第59号・議第60号・議第61号・議第62号(市長 武藤鉄弘君)	36
休憩	37
再開	38

質疑	38
委員会付託省略（議第59号・議第60号・議第61号・議第62号）	38
討論	38
議案の採決	38
休憩	39
再開	39
議案の上程	39
議案の説明	
市議第1号（11番 太田照彦君）	39
休憩	39
再開	39
質疑	40
委員会付託省略（市議第1号）	40
討論	40
議案の採決	40
休憩	40
再開	40
休会期間の決定	41
散会の宣告	41
会議録署名議員	42

第 2 号 （9月17日）

議事日程	43
本日の会議に付した事件	44
出席議員	44
欠席議員	44
説明のため出席した者	44
職務のため出席した事務局職員	44
開議の宣告	45
会議録署名議員の指名	45
認第1号から議第58号まで	45
質疑	45
1 須田盛也議員	45
1. 議第43号美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について	45
① 第3条第1項中、「規則で定める額は、月額るときは300,000円、日額のと	

きは12,000円及び時間額のときは2,500円の範囲とする。」とある。

上限金額は決められているが、規則の詳細についてはどのようなか。

- ② 第7条第1項第2号中、「期末手当の額は、報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に100分の72.5を乗じて得た額に」とある。

この100分の72.5という割合はどのようにして算出したのか。

市政に対する一般質問	46
1 山口育男議員	46
1. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の表彰状について	46
① 表彰状について、美濃手すき和紙が採用されたが、今後どのように活用し展開していくのか。	
2 梅村辰郎議員	50
1. 運転免許証返納者の移動手段の確保について	50
① 美濃市または岐阜県内における運転免許証の自主返納状況と、「のり愛くん」の利用者数の推移とその傾向は、どのようなか。	
② 運転免許証を自主返納した者への「のり愛くん」利用促進のための施策があるのか。あればそれはどのようなものか。	
③ 運転免許証の自主返納者によって「のり愛くん」の利用者が増えた場合、経費の増額はどのようになるのか。受託事業者の体制も含め、対応が可能なのか。	
3 豊澤正信議員	54
1. 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した自然環境の保全・再生の取組みについて	54
① 各種団体等に、この制度をどのように周知しているか。	
② この制度を活用した実績はどのようなか。	
③ 今後の計画はどうか。	
休憩	57
再開	57
4 須田盛也議員	57
1. 岐阜県立森林文化アカデミー及び岐阜県動物愛護センターとの連携協定の在り方について	57
① 森林文化アカデミーとの連携協定は第3期に入っており、今までも多くの連携事業に取り組んでいるが、これまでの連携についての成果はどのようなか。	
② 森林文化アカデミーには、来年新しい施設（森林総合教育センター〈仮称〉）も建設される。今までの課題、今後の連携についてどのように考え、位置づけていこうとしているのか。	

	③ 岐阜県動物愛護センターは、平成26年4月に開所されているが、今までの連携についてはどのようなか。	
	④ 岐阜県動物愛護センターとの連携について、今後どのように考えているか。	
5	永田知子議員	62
	1. 留守家庭児童教室について	62
	① 今年度の利用実態はどのようなか。	
	② 近年の利用状況から、どのような傾向が見られるか。	
	③ 備品の更新はどのように対応されているか。	
	④ 保護者の声は、どのように把握し対応されているか。	
	⑤ 週に1日は放課後子ども教室が開かれ、留守家庭児童教室からも児童が参加している。その状況はどのようなか。	
	2. 学校・家庭・地域連携協力推進事業である「放課後子ども教室」、「土曜の教育活動」について	68
	① 「放課後子ども教室」の開設から今日までの実態はどのようなか。	
	② 「放課後子ども教室」は、どのような組織で運営され、どのように活動計画を策定しているのか。	
	③ 地域や保護者の反応はどのようなか。	
	④ 地域ぐるみで子どもを支え、地域の活性化を図る「土曜の教育活動」とは、どのような活動か。	
	⑤ 「土曜の教育活動」を通して、どのような効果が得られたか。	
	休憩	74
	再開	74
6	岡部忠敏議員	74
	1. 統一地方選、参院選における投票率の向上について	74
	① 投票率の向上を図るための、地区臨時期日前投票所の設置や、期日前投票所への「のり愛くん」往復料金の無料化はどのような効果をもたらしたか。	
	② 今回の参院選選挙区の18歳、19歳を合わせた投票率が31.33%（総務省発表）で、全体の投票率よりも17.47ポイントも下回る。この数値をどのようにとらえているか。	
	2. 交通安全対策について	76
	① 高齢運転者への交通安全教育はどのようなか。	
	② 運転に不安のあるドライバーへの対策はどのようなか。	
	③ 交通死亡事故の発生しやすい「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」への取組みはどのようなか。	
7	服部光由議員	79
	1. 美濃市の防災体制について	79

① 美濃市の防災訓練の更なる充実と実践的訓練が必要と考えるがいかがか。	
② 各自治会ごとに実施された訓練も同様に必要と考えるがいかがか。	
③ 美濃病院をはじめ、介護施設・養護施設の訓練も必要と考えるがいかがか。	
④ 防災士の有資格者からの助言指導により訓練を行うことが有効と考えるがどうか。	
⑤ マンホールトイレの積極的活用のために、市の施設・公園等へのマンホールの設置が必要と考えるがどうか。	
2. 中島遊水地と洪水対策について	84
① 8月に4ヵ所で国土交通省の地元説明会が実施されたが、開催場所と参加人数、市民の声はどのようなものか。	
② 遊水地計画は今後どのようなプロセスで進められるのか。また、美濃市としてどのように考えているのか。	
③ 長良川左岸の道塚堤防などの脆弱性が国土交通省から指摘されたが、岐阜県管理のこの堤防の強化を美濃市は県に対して緊急に要請すべきと考えるがどうか。	
④ 現在美濃橋に設置してある河川監視カメラ（ライブ中継）を山崎大橋にも是非設置の要望が市民から寄せられているがどうか。	
⑤ 市内の中小河川の改修・浚渫（しゅんせつ）の要望が出されているが、対応の順番はどのように決められているのか。	
3. 中央公民館の利便性の向上について	88
① 耐震対策は行われているのか。	
② 障がい者等が移動できるようなバリアフリー対策は行われているのか。	
③ 空調設備の使用料と100円投入方式の見直しはできないか。	
④ 1階ロビーに空調設備を設置できないか。	
委員会付託（認第1号から議第58号まで）	90
休会期間の決定	90
散会の宣告	91
会議録署名議員	92
第 3 号 （9月27日）	
議事日程	93
本日の会議に付した事件	94
出席議員	94
欠席議員	94
説明のため出席した者	94
職務のため出席した事務局職員	94

開議の宣告	95
会議録署名議員の指名	95
議案の上程	95
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君	95
民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君	97
委員長報告に対する質疑	98
討論	98
議案の採決	98
閉会中の継続調査申出書について	103
休憩	103
再開	103
議案の上程	103
議案の説明	
市議第2号（8番 岡部忠敏君）	103
休憩	104
再開	104
質疑	104
委員会付託省略（市議第2号）	105
討論	105
議案の採決	105
閉会の宣告	105
市長挨拶	105
会議録署名議員	108
総務産業建設常任委員会審査報告書	109
民生教育常任委員会審査報告書	110

美濃市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和元年9月3日に令和元年第3回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和元年8月27日

美濃市長 武藤 鉄弘

付議事件名

- 1、平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、平成30年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
- 1、令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 1、美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 1、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 1、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 1、美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例について

- 1、美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 1、中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 1、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 1、中濃地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について
- 1、平成30年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について
- 1、美濃市監査委員の選任について
- 1、人権擁護委員候補者の推薦について

令和元年9月3日

令和元年第3回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 9 月 3 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 3 号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 4 号 平成30年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 5 号 平成30年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 6 号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 7 号 平成30年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第10 認第 8 号 平成30年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第11 議第38号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第12 議第39号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議第40号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第41号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第42号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第43号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 第17 議第44号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 第18 議第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第19 議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 第20 議第47号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第48号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第22 議第49号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第50号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第51号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第52号 美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例について
- 第26 議第53号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第54号 美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第55号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 第29 議第56号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第30 議第57号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 第31 議第58号 平成30年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 第32 議第59号 美濃市教育委員会委員の任命について
 第33 議第60号 美濃市教育委員会委員の任命について
 第34 議第61号 美濃市監査委員の選任について
 第35 議第62号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

第1から第35までの各事件

(追加日程)

市議第1号 総合計画及び地方創生に関する特別委員会の設置について

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	辻 美 鶴
--------	---------	--------------------	-------

議会事務局書記 平 田 純 也

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきに市議会正・副議長4年の議員及び永年勤続議員の表彰がありましたので、その伝達をさせていただきます。

正・副議長4年の議員として、山口育男君、また勤続20年の議員として、佐藤好夫君、山口育男君が全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（市原義則君） それでは、全国市議会議長会、東海市議会議長会の表彰がありますが、全国市議会議長会、正・副議長4年議員表彰の表彰状を山口議員、御受領をお願いいたします。

〔山口育男議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（市原義則君） 次に、永年勤続議員表彰の受章者を代表いたしまして、佐藤議員、御受領をお願いいたします。

〔佐藤好夫議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（市原義則君） ここで、議会を代表して議長から祝辞を申し上げます。

○議長（古田 豊君） 議会を代表しまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま山口議員におかれましては、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の正・副議長4年の議員表彰及び永年勤続議員表彰の栄に浴され、佐藤議員におかれましては、永年勤続議員表彰の栄に浴され、まずもって心からお祝いを申し上げます。

2名の議員には、長きにわたり地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために各般にわたり多大なる貢献を賜りました。

また、議会におきましても、円滑なる議会運営のために、何かと御尽力を賜りましたことに対して、心から敬意を表するものであります。

美濃市政にとりましては、いろいろな課題が山積しており重要な時期であります。今後とも健康には十分御留意をいただきまして、諸問題解決のためにさらなる御活躍をお祈り申し上げます。

最後に、このたびの受章に当たりまして、心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉といたします。まことにおめでとうございます。

○議会事務局長（市原義則君） 次に、市長から御祝辞をいただきます。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま表彰を受けられました山口育男議員、佐藤好夫議員には、まことにおめでとうございます。

このたびの表彰は、議員として長年にわたり市政の発展、振興、市民福祉の向上に御尽力されたということが評価されたものと心から深く敬意と感謝を申し上げます。

御承知のとおり美濃市を取り巻く環境は、人口の減少、少子化、超高齢化、財政基盤の減少、そして、市内におきましても北部地域と南部地域との関係など大変多くの問題を抱えておる内容でございます。とりわけ最近の国際情勢等々ではありますが、経済問題が大きく取

り上げるなど混迷も深めてきております。

こんな中にありまして、美濃市民から負託される多くの行政ニーズは年々大きく複雑化し、多様化してまいります。こんな中で、この問題を克服し、さらに美濃市政の市民の安全・安心、市政の発展、こういったものには皆様方、多くの議員はもちろんでございますけれども、とりわけ今回受章されました山口議員、佐藤議員には、長年にわたりこの高い壁を乗り越えるべく御支援いただきましたことに対しまして改めて感謝を申し上げたいと思っています。

これからも議会のリーダーとして、また市民のリーダーとして御活躍いただくことを御祈念し、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は、まことにめでとうございました。

○**議会事務局長（市原義則君）**　ここで、市議会正・副議長4年及び永年勤続議員表彰を受けられました山口議員から謝辞がございます。

○**12番（山口育男君）**　一言御礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から、正・副議長4年及び永年勤続の議員表彰をいただきました。こうして表彰を受けられましたことは、長年にわたり議員各位を初め皆様方の温かい御指導と御支援によるものと心から厚く感謝を申し上げます。次第でございます。

また、武藤市長、古田議長からは身に余るお言葉をいただき、高席からではございますが、厚く感謝を申し上げるところでございます。まことにありがとうございます。

この受章を契機に、さらに一層研さんを積み、今後とも美濃市政発展のために誠心誠意努力してまいります。どうか皆様方の変わらぬ御指導、御支援を賜ることをお願い申し上げます、甚だ措辞で意を尽くしませんが、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことにありがとうございます。

○**議会事務局長（市原義則君）**　次に、永年勤続議員表彰を受けられました佐藤議員から謝辞がございます。

○**13番（佐藤好夫君）**　皆さん、おはようございます。

ただいまは大変名誉な表彰をしていただきましてありがとうございます。一言お礼の御挨拶を申し上げます。

山口議員、私と2名に全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から市議会議員勤続20年の表彰を授与していただきました。こうして表彰が受けられるのも、ひとえに議員の皆さん初め関係各位の御支援と御協力のたまものと心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、ただいまは市長さん、議長さんから身に余るお言葉をいただき、高い席からではございますが、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

本日の受章を契機に、きょうまでの経験を生かし、これからもさらに研さんを重ね、市民福祉の向上と地方自治の発展のために、微力ではありますが、精いっぱい頑張る所存でございます。

今後とも皆様方には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

○議長（古田 豊君） 本日は、令和元年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、円滑な議事進行に皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 開会に先立ちまして市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第3回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろより市政進展のため議員活動に御尽力されていることに対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

さて、お盆が明けまして、朝夕めっきり涼しくなってきました。きのうまでに市内で35度以上の猛暑日が21日になりました。8月1日には38.4度ということで、全国の気温ランキング1位にもなりました。しかしながら昨年と比べますと非常に涼しい夏だったかなあと、こんな思いでありますし、熱中症で運ばれた方も昨年と比べると少ないと、こんな現状でございます。

しかしながら先週には、九州北部地方におきまして線状降水帯によります大雨が降りました。それで災害も多く発生しました。このたびの災害によりまして亡くなられた皆様方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈りいたしたいと思っております。

日本全国では異常気象が続いており、集中豪雨、土砂災害はいつどこで起こってもおかしくない状況でございます。これから特に災害の多い時期となってまいりますので、防災・減災対策には万全を期してまいりたいと思っております。

一昨日1日には、大矢田地区におきまして内陸直下型地震、藍見地区では局地的集中豪雨を想定した防災訓練を実施いたしました。自衛隊、消防署、警察署、消防団など総勢32団体、約1,000名の皆様に御参加をいただきました。各種団体の皆様には、市民の皆さんによる訓練によるほか、市の災害対策本部の設置訓練など、実践に即した訓練に取り組んだところでございます。参加いただきました議員各位並びに関係団体、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

市民の皆様には、さまざまな訓練に取り組むことによって、日ごろの災害に対する備えとして、いざというときの一助となったのではないかと、こんなふうに思っております。

また、今後の予定としましては、9月11日の夜からでありますけれども、岐阜県が進めますトップセールス戦略として岐阜県知事に同行し、古田議長とともにオーストラリア・シドニーを訪問させていただきます。このトップセールスは、オーストラリアから本県へのさらなる誘客、あるいは岐阜県が誇るアユ・飛騨牛などの食、美濃和紙など物の魅力を伝えることで、観光客の増加とともに今後の県産品の輸出への足がかりとしてレセプション等を行うものでございます。

また、私ども美濃市が参加するということにつきましては、オリンピック・パラリンピックの入賞者に贈られる賞状の素材に美濃和紙が決定したことのアピール、あるいは美濃和紙のワークショップの開催、こんなことで和紙文化の推進につながると、こんなことを期待して参加をしてまいりたいと思っております。

さて、本日定例会に御審議をお願いいたします案件は、平成30年度決算認定が8件、補正予算が5件、条例制定及び廃止が5件、条例改正が7件、美濃市教育委員会委員の任命についてなど人事案件が4件、その他4件、合計33件でございます。議案の内容につきましては、後ほど副市長並びに担当部長から御説明を申し上げます。

なお、平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきましては、厳しい財政状況ではございましたが、健全財政を保ちつつ、歳出削減に努めながら、市民総参加による笑顔あふれる元気な美濃市づくりを目指し、選択と集中の観点に立って施策や事業の優先化を図り、本市が直面する人口減少と地域経済の活性化という課題に対し、一体的に持続的に取り組んできたところでございます。

一般会計の決算額は、歳入で98億2,840万円余り、歳出では93億6,243万円余りとなり、4億6,597万円余の黒字決算となりました。経常収支比率は92.0%、実質公債費比率は10.4%、将来負担比率は27.5%と、厳しい中にありましても改善が見られた数値となり、健全財政をさらに進めるということができたものと考えております。

歳入の主なものは、市税が30億3,088万円余りで0.2%の増加、地方交付税が27億4,554万円余りで1.7%の増加、国庫支出金の10億4,443万円余りは2.5%の減少というふうになっております。

市債は6億512万円余りで2.8%の増加、基金では、主なものでは特定目的基金であります市民わくわくふれあい施設整備基金に2億円余り、公共施設整備改修等基金には8,700万円余を積み立てることができました。

歳出につきましては、平成30年度の本市の予算は、地方創生に向けた本格的な取り組みの継続年度ということから、限られた財源でありましたけれども、目標達成のために投資し、第5次総合計画後期基本計画及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点施策等の推進に努めたところでございます。

特に3つの重点項目といたしまして「健康日本一を目指した元気なまちづくり」「子供を生み育てやすい優しいまちづくり」「地域資源を生かした魅力あるまちづくり」を掲げ、積極的に取り組んできたところでございます。

「元気なまちづくり」につきましては、生活習慣病が気になる40代から50代の市民に健康モニターとなっただき、おのおの健康状態に合わせた健康プログラムに取り組んでいただき、からだ改善プロジェクトを初めて実施いたしました。これにより市民の生活習慣病予防に対する意識を高めるとともに、ライフステージに合わせた健康への取り組みや予防体制の充実に取り組んでまいりました。

また、健康フェアの開催や美濃病院と連携した健康講座ラリーの実施、認知症予防のためのオレンジビクス体操の普及、乳幼児医療など福祉医療費の助成を初め、小・中学生のインフルエンザ予防接種助成など健康年齢向上への取り組みを強化してまいりました。

「優しいまちづくり」については、この10月から国が実施を予定しております幼児教育・保育の無償化に先行して、市内在住の5歳児を対象に保育料等を助成する新たな制度を実施するとともに、来年度から実施をされます新学習指導要領による小学5年生・6年生の英語科新設と3年生・4年生の外国語授業数の増加に対応するため、先行して5年生・6年生の英語の授業時間を70時間に倍増し、3年生・4年生は外国語活動を年35時間にふやすための体制を整え、子育て世代の支援を拡充したところでございます。

また、美濃市から名古屋圏の大学へ通う学生を応援するために、岐阜バス高速名古屋線の通学定期券購入補助金を創設するなど、幼児から大学生まで幅広い子育て世代の支援を行ってまいりました。

次に、「魅力ある地域づくり」については、立ち寄り型観光から世界遺産など市の観光資源を活用した滞在・体験型観光へシフトチェンジするため、寄附をいただきました旧松久邸など古民家を民間活力により有効活用を図るとともに、道の駅美濃にわか茶屋隣接地内には、個人旅行者やインバウンドを対象としたホテルの建設に向けて取り組んだところでございます。古民家ホテルにつきましては本年7月にオープンし、道の駅隣接地のホテルにつきましては現在工事が始まっておりますけれども、来年秋のオープンを目指しておるところでございます。したがって、市内には観光客が滞在できる環境が整いつつあるというふうに考えております。

次に、企業会計決算でございますけれども、病院事業会計では745万円余の純利益、上水道事業では6,390万円余の純利益となりました。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計など5つの特別会計の決算については、いずれも黒字決算となっております。

各会計の決算の主な概要は以上でございます。創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたものと考えております。いずれの事業の実施に当たっても市民目線に立った行政サービスの提供、次世代に過度な負担を残さない行政運営に努めたところでございます。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出します案件は、決算の認定、補正予算、条例制定、人事案件など、いずれも美濃市政の推進に重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜

りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（古田 豊君） ただいまから令和元年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時27分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告、報第7号、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社美濃にわか茶屋の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 辻文男君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（古田 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月27日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議ないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月27日までの25日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第31 議第58号まで（提案説明）

○議長（古田 豊君） 日程第3、認第1号から日程第31、議第58号の29案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、認第1号について、副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第1号 平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

説明の前に、中部経済産業局の8月発表によりますこの管内の経済動向についてでございますが、生産は一部弱い動きが見られるものの高水準で推移している、個人消費は緩やかに持ち直している、輸出は横ばいとなっている、雇用は労働需給が引き締まっているとしておりまして、管内の経済動向につきましては改善していると発表されております。

そんな中でございますが、美濃市の平成30年度決算におきましては、収入の柱である市税のうち個人市民税、固定資産税及び都市計画税などが前年度を下回りましたが、法人市民税や軽自動車税が上回ったことによりまして、全体では微増ということとなっております。一部の財政指標も改善傾向にありますが、依然として厳しい財政状況が続いておりますことには変わりございません。

こうした状況の中で、計画期間の大詰めを迎えております第5次総合計画後期基本計画及び、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました主要事業や市の特性を生かした魅力あふれるまちづくりに向けた事業につきましては、優先的かつ重点的に実施するとともに、限られました財源を有効に活用するため費用対効果を検証し、行政コストの縮減を行い、持続可能な財政運営に努めてまいりました。

美濃市の基本理念であります「市民が創るキラリと光るオンリーワンのまちづくり」、また「住みたい住み続けられるまちづくり」を目指し、各種の事業を効果的・効率的に取り組みまして、笑顔あふれる元気な美濃市の実現のための施策を進めているところでございます。

それでは、赤スタンプの3番、平成30年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書によりまして御説明を申し上げますので、お願いします。

まず1ページをお願いします。

一般会計の決算の概要でございます。下段の表をごらんいただきたいと思います。

平成30年度の歳入は98億2,840万9,153円、歳出は93億6,243万7,899円で、歳入歳出差引額は4億6,597万1,254円となっております。このうち翌年度繰越財源は1億799万7,399円、実質収支額は3億5,797万3,855円の黒字決算となっております。平成29年度と比較いたしますと、歳入は2億2,766万6,307円、率にしまして2.3%の減、歳出は2億3,197万449円、率にしまして2.4%の減となっております。

次に2ページをお願いいたします。

一般会計の決算状況でございます。

下段の表は歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入の主な科目の決算額を御説明いたします。

初めに、1款 市税は30億3,088万9,000円で、構成比は30.8%、前年度比0.2%の増となっております。主なこの要因といたしまして、景気の状態によります市民税法人分の増額が

ございます。

少し飛びまして、10款 地方交付税は27億4,554万円で、構成比27.9%、前年度比では1.7%の増となりました。この要因は、法人割などの基準財政収入額の減額によります普通交付税の増額でございます。

次に、14款 国庫支出金は10億4,443万5,000円で、構成比は10.6%、前年度比2.5%の減となっております。こちらにつきましては、地方創生拠点整備交付金の皆減によるものでございます。

15款 県支出金は5億9,815万6,000円で、構成比は6.1%、前年度比0.8%の増となりました。

19款 繰越金は4億6,166万7,000円で、構成比4.7%、前年度比4.6%の減となっております。

次が21款 市債は6億512万1,000円で、構成比6.2%、前年度比では2.8%の増となっております。この要因は、小学校大規模改造事業に伴います起債額の増加によるものでございます。

以上が款別の主な歳入の状況でございます。

次に3ページをお願いします。

これは、歳入の状況を自主財源と依存財源、また一般財源と特定財源に区分いたしました財源内訳の状況でございます。

表の下から2行目の合計欄をごらんください。

自主財源は42億5,814万8,000円で、構成比は43.3%、前年度比6.3%の減となっております。依存財源は55億7,026万1,000円で、構成比は56.7%でございます。次に、一般財源は72億6,502万4,000円で、構成比は73.9%、特定財源は25億6,338万5,000円で、構成比は26.1%となっております。

次に6ページをお開きください。

こちらは歳出の状況でございます。

款別に主な科目を御説明申し上げます。

最初に、2款 総務費は11億1,800万円で、構成比は11.9%、前年度と比較いたしまして26.8%の減となっております。この要因は、本庁舎施設改修事業の減額によるものでございます。

3款 民生費は26億7,032万6,000円で、構成比は28.5%、前年度比較では1.4%の減となっておりますが、この民生費は歳出の中で最も多くの支出額を占めております。

次に、8款 土木費は16億3,799万8,000円で、構成比は17.5%、前年度比4.8%の増となっております。これは橋梁長寿命化修繕事業及び交通安全施設整備事業の増によるものでございます。

次に、10款 教育費は12億2,316万1,000円で、構成比は13.1%、前年度比較では9.6%の増となっており、これは小学校大規模改造事業の増額によるものでございます。

次に7ページをお願いします。

こちらは歳出の状況を性質別に区分したものでございます。

区分の1から3までの人件費、扶助費、公債費の義務的経費の合計は35億7,010万8,000円で、前年度と比較しますと5,670万8,000円、率にしまして1.6%の減となっております。その内訳は、人件費が0.2%の増、扶助費が2.6%の減、公債費が3.0%の減となっております。その増減理由としましては、人件費につきましては職員構成の変更によります増、扶助費は保育所・認定こども園施設型給付経費や障害者総合支援給付等事業などの経常的経費は横ばいでしたが、臨時福祉給付金給付事業の皆減によります減、あるいは公債費は、既往債の完済や建設地方債の発行抑制によります元利償還金の減などでございます。

次に、4から10までの物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を合計いたしますと45億9,355万6,000円となります。これは前年度と比較しまして1億2,794万7,000円の減額となっております。こちらの主な理由としましては、積立金の公共施設整備改修等基金積立金の減額によるものでございます。

次に、11の投資的経費は11億9,877万4,000円となり、前年度比較では4,731万5,000円の減額、率にしまして3.8%の減となっております。こちらの要因は、災害復旧事業費は増加をいたしました。本庁舎施設改修事業など普通建設事業費の減額によるものでございます。

なお、災害復旧事業費につきましては、平成30年度に起きました7月の豪雨及び9月の台風によります被害を受けました道路・河川・林道などインフラの復旧工事と、市営住宅、また学校及び公民館などの施設の復旧工事でございます。

次に10ページをお願いいたします。

こちらは健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各会計の赤字の程度を指標化したものでありますが、一般会計を初め全ての会計について赤字とはなっておりません。

次に11ページをお願いします。

実質公債費比率は平成30年度は10.4%と、前年度に比べまして0.4%減少しております。これは早期健全化基準の25%を下回っております。

中段の将来負担比率でございますが27.5%と、早期健全化基準の35%を大きく下回っております。こちらは前年度と比較しますと9%減少しております。

次に、資金不足比率につきましては、各特別会計及び公営企業会計とも資金不足額は生じておりません。

次に13ページをお願いします。

財政指標等の状況でございます。この表は、普通会計におけます財政指標等の状況でございます。基準財政収入額から最下段の人口1人当たりの地方債現在高までを掲載してございます。平成29年度の欄には県下の都市平均及び全国で美濃市と人口及び産業構造が類似しております団体の平均の数値を参考に掲載してございます。

表の上から4行目にございますが、標準財政規模は57億6,349万8,000円で、前年度比較で

は1,802万8,000円の減、財政力指数では0.552で、前年度から0.007ポイント上昇いたしましたが、県下都市平均と比較いたしますと0.068ポイント下回っておるところでございます。

実質収支比率は6.2%で、前年度よりも0.3%下回っております。公債費負担比率は8.3%で、前年度より0.1%下回ったところでございます。

7行下へ飛びまして、積立金現在高のうち財政調整基金は21億6,187万円で、前年度から9,155万円の減額となりました。

その7行下になりますが、表の中ほどの地方債の現在高は65億7,513万1,000円で、前年度から2,234万1,000円の増額となりました。人口1人当たりの現在高にいたしますと、表の一番下の欄でございますが31万8,547円となりまして、前年度と比べ5,496円の増額となっております。

表の中ほどに戻りまして、経常収支比率につきましては、経常的な補助費及び繰出金などに対する充当一般財源が減少し、普通交付税などの経常的一般財源が増加いたしましたため92%となりまして、前年度より2.1%減少しております。

14ページ以降の説明は省略をさせていただきます、以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第2号、認第5号、認第6号、議第39号、議第42号、議第47号、議第49号、議第50号、議第51号の9案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、認第2号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、平成30年度末で世帯数は2,949世帯、被保険者数4,948人となっており、前年度末に比べて世帯数は54世帯の減、被保険者数は171人の減少となっております。

それでは、赤スタンプ2の決算書150ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が26億1,910万9,565円、歳出総額は25億900万6,231円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億1,010万3,334円でございます。

次に、125ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額は収入済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 国民健康保険税は5億3,881万4,000円で、歳入中の構成比は20.57%です。なお、不納欠損額は183万1,000円で、収入未済額は1億8,486万4,000円となりました。

2款 使用料及び手数料29万5,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金17億2,687万4,000円は、保険給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入156万2,000円は、国保財政調整基金の運用利子でございます。

5款 繰入金1億6,509万円は、一般会計からの繰入金でございます。

6款 繰越金1億7,743万8,000円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入903万7,000円は、保険税の延滞金、第三者納付金、資格喪失者からの返納金などでございます。

以上、歳入合計は予算現額27億1,556万7,000円に対し、調定額28億584万2,000円、収入済額は26億1,911万円となっております。

127ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 総務費4,199万1,000円は、職員人件費、賦課徴収の事務経費、電算機器の使用料、各種団体への負担金等でございます。

2款 保険給付費16億6,032万6,000円は、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額医療費、出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億7,915万5,000円は県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分でございます。

4款 共同事業拠出金は2,000円でございます。

5款 保健事業費1,554万6,000円は、特定健診、保健指導及び人間ドック受診に対する助成や市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

6款 基金積立金9,000万円は、国保財政調整基金積立金でございます。

7款 公債費は不執行でございます。

8款 諸支出金2,198万6,000円は、前年度補助金確定に伴います国・県への返還金等でございます。

129ページをお開きください。

9款 予備費は不執行でございます。

以上、歳出合計は予算現額27億1,556万7,000円に対し、支出済額は25億900万6,000円となりました。

131ページ以降の説明は省略させていただきます。認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第5号 平成30年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上人口は7,166人、高齢化率は34.7%で、前年度の同月と比較しますと、人口で108人、率で1.0ポイント増加となり、人口が減少する中、高齢化率は伸びているのが現状でございます。また、介護保険の給付対象となります要介護認定者数は、本

年3月31日現在1,074人、前年度同月に比べ60人の増となっております。

それでは、赤スタンプ2の決算書202ページをお開きください。

こちらは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は21億1,868万2,104円、歳出総額は20億2,960万5,155円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに8,907万6,949円でございます。

次に、181ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額は収入済額のみ1,000円単位で説明させていただきます。

1款 保険料4億6,394万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分及び過年度の滞納繰越分の合計でございます。なお、不納欠損額は28万4,000円で、収入未済額は337万7,000円となりました。

2款 使用料及び手数料9万2,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金4億8,762万円は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金でございます。

4款 支払基金交付金5億1,886万4,000円は、40歳以上65歳未満の被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金3億1,189万1,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入60万円は、介護保険給付準備基金の運用収入でございます。

7款 繰入金2億8,135万3,000円は一般会計からの繰入金で、介護給付費、地域支援事業、事務費等及び低所得者保険料軽減分に対する繰入金でございます。

8款 繰越金5,418万6,000円は、前年度からの繰越金でございます。

183ページに移りまして、9款 諸収入13万1,000円は、被保険者延滞金及び高額介護給付費過年度返還金等でございます。

歳入合計は、予算現額21億2,149万1,000円に対し、調定額21億2,465万8,000円、収入済額21億1,868万2,000円でございます。

次に、185ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 総務費3,346万円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などでございます。

2款 保険給付費18億5,654万6,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護や特定入所者介護サービス費等でございます。

3款 地域支援事業費8,570万9,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業、任意事業費等でございます。

4款 基金積立金は61万円でございます。

5款 公債費は不執行でございます。

6款 諸支出金5,328万円は、保険料の還付金と平成29年度介護給付費確定に伴います

国・県・支払基金への返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額21億2,149万1,000円に対し、支出済額20億2,960万5,000円で、執行率は95.67%でございます。

187ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第6号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立した岐阜県広域連合が保険者として、資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、赤スタンプ2の決算書214ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億1,737万6,775円、歳出総額は5億1,361万3,092円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに376万3,683円でございます。

次に、203ページにお戻りください。

歳入でございますが、決算額は収入済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 後期高齢者医療保険料1億7,536万3,000円は、被保険者保険料の現年度分及び過年度滞納繰越分でございます。なお、不納欠損額は3,000円で、収入未済額は46万円となりました。

2款 使用料及び手数料3万1,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金686万3,000円は、保険事業費の委託金でございます。

4款 繰入金3億285万7,000円は一般会計からの繰入金で、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金でございます。

5款 繰越金385万7,000円は、平成29年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入2,840万6,000円は、被保険者延滞金及び療養給付費負担金等の過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億4,917万5,000円に対し、調定額5億1,784万円、収入済額5億1,737万7,000円でございます。

205ページに移りまして歳出でございますが、支出済額を1,000円単位で説明させていただきます。

1款 総務費337万1,000円は、事務経費及び保険料徴収経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億328万8,000円は広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費686万4,000円は、すこやか健診の経費でございます。

4款 公債費は不執行でございます。

5款 諸支出金9万円は、保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計は予算現額5億4,917万5,000円に対し、支出済額は5億1,361万3,000円で、執行率は93.52%でございます。

207ページ以降の説明は省略させていただきます、認第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第39号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の34ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,265万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ25億5,648万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

36ページをお開きください。

歳出の2款 保険給付費は16万8,000円を増額するもので、一般被保険者高額介護合算医療費に不足が生じたためでございます。財源内訳は、県支出金でございます。

8款 諸支出金は2,248万6,000円を増額するもので、平成30年度の保険給付費の確定に伴う保険給付費等交付金の返還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

37ページ以降の説明は省略させていただきます、議第39号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第42号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の52ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,228万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ21億8,832万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

54ページをお開きください。

歳出の6款 諸支出金は4,228万6,000円を増額するもので、平成30年度介護給付費等負担金の確定に伴う国と県負担金の償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

55ページの説明は省略させていただきます、議第42号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第47号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の76ページと赤スタンプ7の議案説明資料の16ページをお開きください。

改正の趣旨は、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに準じ、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、第5条第1項で、登録をすることができる印鑑のうち、氏名等で作られた印鑑のほか、旧氏で作られた印鑑を加えるものです。

第6条第1項印鑑登録原票及び第11条第1項印鑑登録証明書の記載に旧氏を加えるものです。その他、文言の整理を行うものです。

議案集77ページの附則では、施行日を令和元年11月5日からと定めています。

これで議第47号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第49号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の87ページと赤スタンプ7の議案説明資料の32ページをお開きください。

改正の趣旨は、児童扶養手当法の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、福祉医療費助成対象者のうち母子家庭等及び父子家庭について、所得制限を判定する際に前々年の所得により判定する期間を、改正前の「1月から9月」を「1月から10月」に改めるものでございます。

議案集87ページの附則では、施行日を令和元年10月1日からと定めるものでございます。

これで議第49号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第50号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の88ページと赤スタンプ7の議案説明資料の35ページをお開きください。

改正の趣旨は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことによる所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、連携施設の確保義務の緩和及び免除、その他、関係法令の改正に伴う用語の改正でございます。

議案説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、40ページをお開きください。

第14条第4項第3号で、保護者から支払いを受けることができる費用として、食事の提供に要する費用と改め、同号のアで3歳から5歳の年収360万円未満相当世帯の子供、イで所得にかかわらず第3子以降の子供の副食費に係る免除規定を定め、ウでは満3歳未満保育認定子供に対する食事の提供を免除しております。

次に51ページをお開きください。

第43条第2項から第5項では、市長が認めた場合の連携施設の確保義務の緩和として、2項、3項では代替保育における規定を、4項、5項では特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き受け入れて教育・保育を提供することを加えています。

次に53ページをごらんください。

第43条第8項では連携施設の確保義務の免除で、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち満3歳以上の者に事業を行う者について、連携施設の確保をしないことができることとする規定を加えるものです。その他、関係法令の改正に伴う用語の改正を行うものです。

議案集100ページの附則では、施行日を令和元年10月1日からと定めるものです。

これで議第50号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第51号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の101ページと赤スタンプ7の議案説明資料の62ページをお開きください。

改正の趣旨は、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、災害援護資金の貸し付けに関する規程の改正で、保証人の有無の選択の追加、利率の変更、償還方法に月賦償還を加えるものでございます。

議案説明資料の63ページの新旧対照表をごらんください。

第14条第1項に、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができるを追加するものです。

第2項は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合の措置期間経過後の利率を3%を超えない範囲内において規則で定める率とするものでございます。規則において保証人がない場合の利率は、東日本大震災に関する災害援護資金の利率や生活福祉資金の貸付利率と同率の1.5%といたします。

第3項は、保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとするを追加するものです。

第15条の第1項では、償還方法に月賦償還を加え、第3項は文言の整理及び条項ずれを整理するものです。

議案集102ページの附則では、1項で施行日を公布の日からと定め、2項では経過措置を、この条例による改正後の美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとしております。

これで議第51号の説明を終わらせていただきます。

以上で民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、認第3号、認第4号、認第8号、議第40号、議第41号、議第53号、議第54号、議第58号の8案件について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

まず決算認定につきまして3件申し上げます。

それでは、認第3号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、農業集落排水事業の概要についてでございますが、赤スタンプ3、主要な施策の成果等説明書の169ページをお開きください。上から2番目の表をごらんください。

農業集落排水は7地区で供用開始をしており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排出しております。平成30年度末現在の設置済み人口ですが、表の中ほど、7地区合計の接続人口

が2,898人、水洗化率は85.1%でございます。

それでは、決算の内訳について御説明申し上げますので、赤スタンプ2、決算書の164ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億3,412万2,711円、歳出総額は2億3,409万7,285円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに2万5,426円でございます。

次に、歳入歳出決算額につきまして1,000円単位で説明させていただきます。

同じ資料の151、152ページをお開きください。

まず歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金120万円は、新規加入者の分担金でございます。

2款 使用料及び手数料4,815万9,000円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

3款 県支出金800万円は、施設最適化構想策定業務に係る補助金でございます。

4款 財産収入30万1,000円は、減債基金利子でございます。

5款 繰入金1億7,613万7,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

6款 繰越金32万6,000円は、前年度からの繰越金でございます。

歳入の合計は、調定額2億3,607万4,000円に対し、収入済額は2億3,412万3,000円でございます。

次に、153、154ページをごらんください。

歳出の表、支出済額について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億1,215万4,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与費等でございます。

2款 公債費1億2,194万3,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億3,409万7,000円でございます。

以上で認第3号の説明を終わります。

次に、認第4号 平成30年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

公共下水道事業の概要につきましては、赤スタンプ3、主要な施策の成果等説明書の171ページをお開きください。上から3番目、中ほどの表、下水道の普及状況をごらんください。

公共下水道は、長良川右岸・左岸及び長瀬処理区の3つの浄化センターで処理を行っております。平成30年度末現在の接続状況は、表の下から2つ目、3処理区合計の接続人口としまして1万125人、水洗化率は66.3%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2、決算書の180ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は9億5,601万6,272円、歳出総額は9億5,446万5,791円、歳入歳出差引額は155万481円となり、そのうち150万円は、平成30年度繰り越し事業の分担金でございます。したがって実質収支額は5万481円でございます。

次に、歳入歳出決算額につきまして1,000円単位で説明させていただきます。

同じ資料の165ページ、166ページにお戻りください。

まず歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1 款 分担金及び負担金1,138万2,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

2 款 使用料及び手数料2億4,339万7,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

3 款 国庫支出金2,053万円は、長良川右岸浄化センター電気計装設備更新事業に係る国庫補助金でございます。

4 款 財産収入23万4,000円は、基金利子でございます。

5 款 繰入金6億1,931万7,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

6 款 繰越金5万1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

7 款 諸収入110万6,000円は、下水道工事指定店料、左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理経費負担金でございます。

167ページ、168ページをごらんください。

8 款 市債6,000万円は、長良川右岸浄化センター電気計装設備更新事業、吉川町地内の区画整理污水管渠布設工事等下水道事業債でございます。

歳入の合計は、調定額9億9,727万4,000円に対し、収入済額9億5,601万6,000円となります。

次に、169、170ページをごらんください。

歳出の表、支出済額について御説明申し上げます。

1 款 総務費5,935万円は、職員給与費、事務経費等でございます。

2 款 下水道事業費2億4,315万4,000円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費等でございます。

3 款 公債費6億5,196万1,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は9億5,446万6,000円でございます。

以上で認第4号の説明を終わります。

次に、認第8号 平成30年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

お手元の赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の37ページをお開きください。

初めに、上水道事業の概要についてでございますが、当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらには近年の下水道の普及や宅地開発、住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年度に第5次拡張計画の事業認可を受け、計画的に施設整備を進めてきました。平成29年度からは簡易水道を上水道事業に統合し、同年に策定した美濃市水道事業ビジョン及び美濃市水道経営戦略に基づき、長期的な視点を持ちながら計画的に事業を行っております。

平成30年度の主な建設改良工事としまして、県道岐阜・美濃線宮川橋水道管切り回し工事及び送配水管布設がえ工事、立花橋橋梁修繕工事に伴う配水管布設がえ工事などを行いました。

給水人口は2万620人で、前年より290人の減少、給水栓数は8,219栓で10の減少、年間給水量は235万2,922立方メートルで1万7,926立方メートルの増加です。年間の有収率は71%で0.5%の増加、経営的には簡易水道を統合した中で、本年度は6,390万9,000円の当年度純利益を計上することができました。

同じ資料の28ページをお開きください。

平成30年度の美濃市上水道事業決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円単位で説明させていただきます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は4億4,627万円に対しまして支出の決算額は3億8,047万円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

次に29ページをごらんください。

(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は45万1,000円でございます。その内訳は、第1項 工事負担金の45万1,000円は配水補助管に伴う負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は2億1,184万7,000円でございます。その内訳は、第1項 建設改良費の2,831万8,000円は、県道岐阜・美濃線宮川橋水道管切り回し工事、立花橋橋梁修繕工事に伴う配水管布設がえ工事に係る支出でございます。第2項 企業債償還金の1億8,352万9,000円は企業債の元金償還金でございます。

欄外の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,139万6,000円は、減債積立金9,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,929万8,000円で補填いたしました。

30ページをお開きください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

30ページの1の営業収益の合計は3億3,012万5,000円、2の営業費用の合計は3億2,632万8,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は379万7,000円でございます。営業収益のうち(1)給水収益は水道料収入でございます。(3)その他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金でございます。また、営業費用のうち(1)原水及び浄水費は、水源地の動力費などとなります。(2)配水及び給水費は、配水設備及び配水管の修繕費などとなります。(4)総係費は、人件費等でございます。(5)減価償却費は、施設や構築物の減価償却費です。(6)資産減耗費は、工事に伴う既設水道管の固定資産除却費でございます。

次に31ページをごらんください。

3の営業外収益は8,985万3,000円、4の営業外費用は2,957万1,000円で、差し引きしますと6,028万2,000円の利益となります。このうち営業外収益の(3)他会計補助金は、美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息でございます。したがって、営業利益と営業外利益を足した6,407万9,000円が経常利益となり、この経常利益から5の特別損失を差し引いた6,390万9,000円が当年度純利益でござ

ざいます。この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額9,000万円を加えた1億5,390万9,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

33ページをお開きください。

上水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

表一番右の未処分利益剰余金の処分については、議第58号にて減債基金に積み立て及び資本金に組み入れることについて議会の承認を求めるものでございます。

34ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で資産合計が41億4,510万1,000円でございます。次ページに負債の部が記載されております。

36ページをお開きください。

同じく貸借対照表の資本の部では、負債資本合計が41億4,510万1,000円でございます。

38ページ以降に詳細を記載しておりますが、説明は省略させていただき、認第8号の説明を終わります。

続きまして、補正予算について2件説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の40ページをお開きください。

議第40号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,660万4,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、42ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に477万7,000円を増額し、補正後の額を1億635万1,000円とするものでございます。その補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金385万3,000円を増額と、分担金90万円及び平成30年度からの繰越金2万4,000円を増額でございます。

なお、43ページ以降は内訳のため説明は省略させていただきまして、議第40号の説明を終わります。

次に、赤スタンプ1、議案集の46ページをお開きください。

議第41号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,979万7,000円とするものでございます。また、次のページの第1表 歳入歳出予算補正に補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額を記

載しております。

資料の48ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額に1,006万円を増額し、補正後の額を3億4,722万7,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金1,001万1,000円の増額と平成30年度からの繰越金4万9,000円でございます。

なお、49ページ以降は内訳のため説明は省略させていただきまして、議第41号の説明を終わります。

次に、条例の改正につきまして2件説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の104ページ、あわせて赤スタンプ7番の議案説明資料の65ページ、66ページをお開きください。

議第53号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ7、65ページに記載のとおり、本条例の改正趣旨は、上水道事業の給水区域について、全域と記載している区域の中には山林を含む区域も存在し、誤解を招くおそれがあることから、給水区域の表記につきまして所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、66ページのアンダーラインが引いてあります第2条第2項中の「別表のとおりとする」を「美濃市の区域内とする。ただし、配水管を布設していない区域又は工事に支障があると認める区域は、給水しないものとする」に改め、別表を削るものでございます。

なお、附則の条例の施行日を令和元年10月1日からとするものでございます。

以上で議第53号についての説明を終わります。

続きまして、2件目でございます。赤スタンプ1番、議案集の105ページ、あわせて赤スタンプ7番の議案説明資料の67ページ、68ページをお開きください。

議第54号 美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ7番、議案説明資料の67ページに記載のとおり、本条例の改正趣旨は、水道法の改正により指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたこと及び水道法施行令の改正による条項のずれに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、68ページアンダーライン、第6条第1項中の定める者の次に「及び法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を行った者」を加えるものでございます。

第31条中「の各号」を削りまして、同第3号中、「給水装置工事事業者指定手数料」の次に「(指定の更新を含む。)」を加えるものでございます。

第36条第1項中「第4条」を「第6条」に改め、同条第2項ただし書きの中の「この限りではない」を「この限りでない」に改めるものでございます。

なお、附則は条例の施行日を令和元年10月1日からとするものでございます。

以上で議第54号についての説明を終わります。

次に、赤スタンプ1番、議案集の110ページ、あわせて赤スタンプ5番の美濃市公営企業会計決算書の33ページをお開きください。

先ほど認第8号で平成30年度美濃市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第58号にて議会の承認を求めると説明したものでございます。

平成30年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金1億5,390万8,740円のうち6,390万8,740円を減債積立金に積み立て、9,000万円を資本金に組み入れることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、8件となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古田 豊君） これより昼食のため、休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第7号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、認第7号 平成30年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の12ページをお開きください。

初めに、平成30年度の事業報告書でございます。

総括事項について御報告申し上げます。

美濃病院では、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間としました美濃病院経営安定化プランに基づき、経営の安定化と安心・安全で良質な医療の提供に努めているところでございます。自治体病院として行政や医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としております。

平成30年度では、地域ニーズに沿った病棟づくり、病棟経営を目指し、2階病棟を一般病棟から地域包括ケア病棟へ転換するなど、患者確保、収益向上に努めました。

また、在宅医療支援センターの本格的な稼働により、入退院患者及び在宅患者とその家族への相談・支援の充実を図りました。

患者数につきましては、入院患者数は年延べ3万9,824人で、1日平均109.1人、外来では年延べ6万5,935人で、1日平均270.2人、病床利用率は89.4%でございました。

次に、収益的収支であります。以下金額につきましては、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は26億3,235万9,000円、病院事業費用は26億2,490万1,000円で、差し引き

745万7,000円の純利益を計上いたしました。このうち医業収益は25億6,373万5,000円、医業費用は25億163万円となっております。

資本的収支につきましては、収入では1億5,968万円、支出では建設改良事業におきまして診療情報統合管理システム、エックス線フラットパネルシステム、白内障手術装置などの医療機器の整備及び企業債償還金を合わせまして3億6,170万7,000円でございます。

次に、戻りまして2ページをごらんください。

平成30年度の決算報告書でございます。この報告書は予算執行の報告でありますので、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明をさせていただきますので、決算額欄をごらんください。

収入の第1款 病院事業収益は26億4,474万9,000円で、支出の第1款 病院事業費用は26億3,613万6,000円でございます。収支の内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は1億5,968万円となりました。これは、第1項の出資金で企業債償還元金の一部を一般会計から出資金として受け入れたものでございます。

次に、支出の第1款 資本的支出の決算額は3億6,170万7,000円でございます。この内訳は、第1項 建設改良費1億397万4,000円、これは診療情報統合管理システムを含む医療機器等の購入費で、第2項 企業債償還金2億5,773万2,000円は、企業債の償還元金であります。

なお、欄外に記載いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億202万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4ページをお開きください。

平成30年度損益計算書でございます。以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は、(1)入院収益16億1,598万7,000円、(2)外来収益7億3,427万1,000円、以下(5)その他医業収益までの合計25億6,373万5,000円となりました。

2は医業費用で、(1)給与費13億2,569万3,000円は職員の人件費でございます。(2)材料費3億4,869万9,000円は医薬品や診療材料の費用で、(3)経費4億8,363万9,000円は、施設管理、医業事務などの委託料や光熱水費、賃借料が主なものでございます。(4)減価償却費は建物や医療機器等の減価償却費2億9,012万7,000円で、以下(7)訪問看護ステーション費までの医業費用の合計は25億163万円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業利益は6,210万4,000円でございます。

5ページに移りまして、3. 医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(6)その他医業外収益までの合計は6,862万4,000円で、企業債利息に対する負担金や市町村職員共済組合追加費

用及び児童手当に対する補助金等、一般会計からの繰入金などでございます。

4. 医業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計1億2,145万8,000円で、企業債利息や病院建設時の消費税に係る繰延勘定償却及び控除対象外消費税などでございます。医業外の収支は5,283万3,000円の損失となっております。医業利益から医業外損失を差し引きました経常利益は927万円となりました。

5. 特別損失は、(1)過年度損益修正損で診療報酬の減額など181万2,000円で、経常利益から特別損失を差し引きました当年度純利益は745万7,000円でした。前年度繰越利益剰余金2億1,606万9,000円を合わせて当年度未処分利益剰余金2億2,352万7,000円となりました。

次に、8ページをお開きください。

平成30年度貸借対照表でございます。

初めに資産の部で、1の固定資産は(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、9ページの(3)投資その他の資産、合計で一番右側の列に記載の43億5,920万1,000円、2の流動資産の合計は28億5,925万円で、資産合計は前年度と比べ3,422万1,000円減額の72億1,845万1,000円となりました。

次に負債の部でございます。

3. 固定負債の(1)企業債は、翌年度償還予定額を除く残高で30億6,177万7,000円であります。

10ページをお願いします。

4. 流動負債の(1)企業債は翌年度の償還予定額で2億2,326万3,000円、(2)未払金は年度末時点の額で1億6,375万9,000円、(3)引当金は口の賞与引当金7,072万9,000円で、これは翌年度の6月賞与に対する引当金でございます。(4)その他流動負債の預かり金を合わせました流動負債の合計額は4億5,779万6,000円でございます。

5. 繰延収益は、以前に建物や医療機器などの資産購入に際し交付を受けました国・県などの補助金を長期前受金として計上し、当該資産の減価償却費見合い分を収益化して減額していくものであります。その合計1億202万4,000円を加えました負債合計は36億2,159万8,000円でございます。

11ページの資本の部では、6の資本金31億6,486万7,000円、7. 剰余金の(1)資本剰余金は、国・県補助金などの合計で2億845万8,000円、(2)利益剰余金は、イ. 当年度未処分利益剰余金2億2,352万7,000円で、剰余金合計は4億3,198万6,000円でございます。資本合計は35億9,685万3,000円となり、負債・資本合計は72億1,845万1,000円となりました。

13ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第7号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(古田 豊君) 次に、議第38号、議第48号の2案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長(北村道弘君) 皆さん、こんにちは。

それでは、議第38号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第2号)について御説明申し

上げます。

今回の補正は、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1番、議案集の10ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億197万2,000円を追加し、補正後の予算総額を104億3,437万9,000円とするものです。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、15ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は107万5,000円を増額し、補正後の額を1億3,190万6,000円とするものです。内訳は、議会事務経費の人件費で、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は785万1,000円を増額し、補正後の額を11億244万9,000円とするものです。内訳は、総務管理職員人件費246万9,000円、市有財産土地管理経費で県木伐採委託141万8,000円、住民情報システム関係経費で印鑑登録システム改修委託138万6,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

3款 民生費は4,272万8,000円を増額し、補正後の額を30億3,986万3,000円とするものです。内訳は、福祉医療事務経費で福祉医療費助成事業費補助金返還金811万9,000円、自立支援事務経費で障害者自立支援給付費等国県負担金過年度分精算返還金1,121万5,000円、児童福祉事務経費で子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分精算返還金321万1,000円、児童運営事務経費で子どものための教育・保育給付費国県負担金過年度分精算返還金281万1,000円、ひばり園事務経費の人件費で331万5,000円、母子家庭自立支援事業で母子家庭等対策総合支援事業費補助金過年度分精算返還金225万3,000円、障害児通所支援事務経費で障害児施設措置費国庫負担金過年度分精算返還金621万1,000円などで、財源は生活困窮者就労準備支援等事業費の国庫補助金等で国県支出金が90万2,000円、一般財源で4,182万6,000円でございます。

4款 衛生費は773万2,000円を増額し、補正後の額を7億7,682万2,000円とするものです。内訳は、保健センター事務経費の人件費188万9,000円、衛生センター補修経費439万6,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

6款 農林水産業費は1,024万1,000円を増額し、補正後の額を3億4,748万8,000円とするものです。内訳は、農業集落排水事業特別会計繰出金385万3,000円、農村地域防災減災事業で、ため池マップ作成委託240万円、地域森林監理士活用事業で管理業務委託100万1,000円、林道維持補修経費108万7,000円などで、財源は農村地域防災減災事業費等の県補助金で、国県支出金261万5,000円、一般財源が762万6,000円でございます。

7款 商工費は4,919万6,000円を増額し、補正後の額を3億6,496万5,000円とするものです。内訳は、美濃商工会議所補助経費100万円、市観光イメージPR経費でサイン等の整備

工事など708万5,000円、手すき和紙賞状制作事業3,860万円などで、財源は紙業振興基金繰入金などその他財源560万円、一般財源が4,359万6,000円でございます。

8款 土木費は5,304万円を増額し、補正後の額を25億5,067万9,000円とするものです。内訳は、道路維持管理経費900万円、市道維持修繕事業1,200万円、交通安全防護柵等設置事業450万円、河川修繕浚渫等事業600万円、都市計画総務事務経費の人件費921万6,000円、歴史まちづくり関係経費で調査業務委託や歴史まちづくりサミット経費など129万4,000円、下水道特別会計繰出金1,001万1,000円などで、財源は歴史的風致活用国際観光支援事業費の国庫補助金84万4,000円、一般財源5,219万6,000円でございます。

10款 教育費は3,010万9,000円を増額し、補正後の額を10億1,354万4,000円とするものです。内訳は、事務局事務経費の人件費134万8,000円、社会教育推進経費の人件費220万6,000円、生櫛区画整理発掘調査事業858万9,000円、地区公民館施設管理経費の空調設備改修工事210万3,000円、生涯学習施設管理経費で生涯学習センターグラウンド整備等828万9,000円、芸術文化協働推進事業でオリンピック文化プログラム事業委託250万円、市体育館施設管理経費で床面改修工事361万円などで、財源は全て一般財源でございます。

以上、今回の補正総額は2億197万2,000円で、財源は国県支出金436万1,000円、その他財源560万円、一般財源1億9,201万1,000円で、一般財源は繰越金が1億9,201万1,000円でございます。

16ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第38号の説明を終わります。

続きまして、議第48号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集では78ページから86ページでございますが、赤スタンプ7番の議案説明資料で御説明させていただきます。

議案説明資料の20ページをお開きください。

今回の条例改正は、地方税法が改正されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の主な内容につきまして、1点目の市民税の改正では、年末調整の適用を受けた給与所得者が市民税申告を行う場合に所得控除の内訳を省略するなどの簡素化ができること、また給与所得者等が提出する扶養親族等申告書や市民税申告書等に、事実婚でない状態の一定所得以下である単身児童扶養者に該当する旨の記載事項を追加し、個人市民税の非課税措置の対象に加えるものです。

2点目の軽自動車税の改正では、環境性能割の賦課徴収については当分の間、県が行うこととし、区分については国土交通大臣の認定に基づき判断することを規定するものでございます。

税率については、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に限り、環境性能割の税率を1%分軽減するものです。

また、新たに環境性能割が創設されることに伴い、現行の軽自動車税が令和2年度課税分から種別割に区分され、令和2年度分、令和3年度分についても燃費性能等がすぐれた軽自動車、これは新車に限りますが、これを取得した場合に、翌年度の税率を燃費性能等に応じて税率を軽減する現行の特例、いわゆるグリーン化特例を適用するものです。また、重課税率についても令和2年度以降も適用するものでございます。

令和4年度、令和5年度課税分については、自家用乗用車のうち電気軽自動車等に限り燃費性能等に応じて税率を軽減する現行の特例を適用するものです。

それでは、改正の内容につきまして、21ページ以降の条例新旧対照表の新的下線の部分をごらんください。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず21ページの第1条関係、美濃市税条例の一部改正につきましては、第27条市民税の申告の第5項は、前年の支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けた給与所得者が市民税申告を行う場合に所得控除に関する事項については、合計金額の記載のみで内容の記載を省略することができる規定を追加したものです。

第28条の2及び第28条の3は、個人の市民税に係る給与所得者、公的年金等受給者が支払い者にそれぞれ提出する扶養親族等申告書また個人市民税の賦課決定を行うための市民税申告書等に児童扶養手当の支給を受けている単身児童扶養者に該当する旨の記載事項を追加したものです。

23ページの第29条市民税に係る不申告に関する過料は、移動が生じた引用条文を改めるとともに字句等を整理したものでございます。

附則の第13条の3と13条の3の2及び24ページの第13条の7については、環境性能割の非課税と賦課徴収の特例と税率を規定したもので、消費税率引き上げに伴う対応として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に取得した自家用乗用車に限り環境性能割の税率を1%分軽減するもので、区分により税率が現行1%のものは非課税に、2%のものは1%にそれぞれ減額されます。

この軽自動車税の環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収を行うものとされており、当該区分については国土交通大臣の認定等に基づき判断することを規定したものです。

また、自動車メーカー等の不正により環境性能割に不足税額が生じた場合は、加算金も含め、不正を行った自動車メーカー等に納税義務を課すものでございます。

次に、第14条では、種別割の税率の特例について規定したもので、初回の新車登録から14年を経過した軽自動車に対する重課税率の適用を令和2年度以降も適用するものでございます。

25ページの第2項から26ページの第4項までは、令和2年度分、令和3年度分について、燃費性能等がすぐれた軽自動車（新車に限る）を取得した場合に翌年度分の税率を燃費性能等に応じて税率を軽減する特例を適用するもので、それぞれの燃費等の基準に応じた金額を

定めたものです。

26ページ第14条の2の市が賦課徴収する種別割の賦課徴収の特例は、第13条の7の県が徴収する環境性能割の賦課徴収の特例に倣った規定となっています。

次に、27ページ、第2条関係につきましては、第24条、個人の市民税の非課税の範囲では、子供の貧困に対応するための個人市民税の非課税措置として、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている者の前年の合計所得金額が一定の金額以下である単身児童扶養者を個人市民税の非課税措置の対象に加えるものでございます。

附則の第14条、軽自動車税の種別割の税率の特例のうち同条5項は、28ページのほうになりますが、お聞きください。令和4年度、令和5年度課税分については、自家用乗用車のうち電気軽自動車、燃料電池自動車及び天然ガス軽自動車に限り燃費性能等に応じて税率を軽減する特例を適用するものです。

第3条関係及び29ページの第4条関係につきましては、附則の改正によって改められてきた諸規定を整理するものです。

第3条関係では、地方税法改正に伴う引用条項の改正であり、第4条関係についても法改正に伴う引用条項の改正と大法人に対する法人市民税の電子申告の提出義務化における所要の措置として、電子通信回線の故障や災害時の理由により電子申告が困難な場合において、市長の承認を得ることで申告書等の書面による提出を可能とするものです。この書面による提出が国税において承認された法人等については、市長の承認があったものとみなすものがあります。

次に、赤スタンプ1番に戻りまして、議案集の85ページをお聞きください。

附則につきましては、第1条では施行期日について令和元年10月1日としていますが、ただし書きとして、第1号では、第3条、第4条につきましては公布の日としております。第2号では、第1条中の市民税申告書等に記載する事項の改正は令和2年1月1日としています。第3号では、第2条中、市民税に関する改正規定のうち単身児童扶養者の非課税措置については令和3年1月1日とし、それ以外のもの及び附則第5号の規定は令和3年4月1日としています。第2条及び86ページの第3条につきましては、市民税に関する経過措置を、第4条、第5条につきましては軽自動車税に関する経過措置を規定しています。

以上で議第38号、議第48号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第43号、議第44号、議第45号、議第46号の4案件について、秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第43号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集では57ページから61ページとなりますが、赤スタンプ7、議案説明資料で御説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページを御参照ください。

今回の条例制定は、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに基づき、本市においての会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するものでございます。

今回、新たに設けられる会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤の職となります。1週間当たりの通常の勤務時間に応じ、常勤職員の勤務時間と同一である者がフルタイムの職、短い時間である者がパートタイムの職に分けられます。この条例は、パートタイムの会計年度任用職員について規定をしています。

主な内容は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を月額30万円、日額1万2,000円、時間額2,500円の各範囲内で規則で定めることとするほか、美濃病院に勤務するパートタイム会計年度任用職員である医師及び外国人英語指導助手にあつては、月額の範囲を任命権者が定めることとしています。

このほか時間外勤務報酬、休日勤務割り増し報酬、夜間勤務割り増し報酬の支給についての規定、期末手当について、報酬の月額に100分の72.5を乗じて得た額を6月及び12月に支給する規定、通勤及び出張に係る費用弁償について規定しています。

附則では、施行期日を定めています。

続きまして、議第44号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集では62ページから69ページとなりますが、赤スタンプ7、議案説明資料で御説明をさせていただきます。

議案説明資料の2ページを御参照ください。

提案理由につきましては、議第43号と同様ですので省略をさせていただきます。

この条例は、フルタイムの会計年度任用職員について規定をしています。

主な内容は、職員の給料に準じ給料を支給する規定、美濃病院に勤務するフルタイムの会計年度任用職員である医師にあつては、月額の範囲を任命権者が別に定める規定、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当を市職員の給与条例の例により支給する規定、また、期末手当として期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額を6月及び12月に支給するよう規定しています。

附則では、施行期日について定めています。

続きまして、議第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集では70ページから72ページとなりますが、赤スタンプ7、議案説明資料で御説明をさせていただきます。

それでは、議案説明資料の3ページをお開きください。

この条例は、議第43号及び議第44号で提案いたしました会計年度任用職員制度を導入する

に当たり、関係条例の条文を整備するため制定するものでございます。美濃市職員の給与に関する条例ほか7条例に規定する内容、所要の規定の整備及び用語の整理等を一括して行うものでございます。

議案説明資料の4ページの新旧対照表をお開きください。

先ほど申しましたように、今回8条例の一部改正を一括して条例制定させていただきますので、第1条から第8条まででございます。

第1条関係につきましては、美濃市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。非常勤職員の給与につきまして、この条例に定めるもののほか常勤を要しない職員の給与は別に条例で定めると改めるものでございます。

次が以下、第2条関係の美濃市職員等の旅費に関する条例の一部改正から順に続きまして、最終が8ページの第8条関係の美濃市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正までになりますが、それぞれ第1条と同様に会計年度任用職員制度の導入に当たり、左側、新の側に改正するものでございます。

各条文につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律並びに会計年度任用職員条例の制定の規定の整備、用語の整理となりますので、説明は省略をさせていただきます。

附則では、施行期日について規定しています。

続きまして、議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の73ページから75ページとなりますが、赤スタンプ7、議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の9ページをお開きください。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月7日に制定されたことに伴い、関係条例を整備するものでございます。

この法律では、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことと定められています。

美濃市職員の給与に関する条例ほか4条例に規定する内容を、法律の制定に伴い、所要の規定の整備及び用語の整理等を一括して行うものでございます。

議案説明資料の10ページの新旧対照表をお開きください。

今回、5条例の一部改正を一括して条例制定させていただきますので、第1条から第5条まででございます。第1条関係につきましては、美濃市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。次は以下、第2条関係の美濃市職員等の旅費に関する条例の一部改正から順に続きまして、最終が15ページの第5条関係の美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。それぞれ成年被後見人等を資格、職種、業務等

から一律に排除する規定を削除するとともに、所要の手續の規定の整備、用語の整理等を行うもので、左側、新の側に改正するものでございます。

各条文につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。次に、議案集に戻りまして、75ページをお開きください。

ここでは附則でございますが、第1項では、国の法律に合わせ施行期日を令和元年12月14日と定め、第2項では処分等に関する経過措置を定めています。

以上で議第43号、議第44号、議第45号並びに議第46号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時55分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第52号、議第55号、議第56号、議第57号の4案件について、産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第52号 美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の103ページをお開きください。あわせて赤スタンプ7、議案説明資料の64ページをお開きください。

今回の条例の廃止につきましては、農業共済事業の効率的な組織体制の構築と事業の合理化を目的に1県1組合化が進められ、県内全域を対象とした岐阜県農業共済組合が設立されることに伴い、廃止するものでございます。

なお、附則第1項は、廃止する条例の施行期日を定めております。

第2項は、事業の譲渡について、美濃市は、この条例の施行の際、現在条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものと定めております。

以上で議第52号の御説明を終わります。

続きまして、議第55号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の106ページをお開きください。

今回の協議につきましては、地方自治法第288条の規定により、令和2年3月31日をもって中濃地域農業共済事務組合を解散することについて構成市町村の協議が必要となり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容は、1点目、解散の期日につきましては、令和2年3月31日をもって解散するものでございます。

2点目、解散の理由につきましては、先ほども申しましたが、農業共済事業の効率的な組

織体制の構築と事業の合理化を目的に、令和2年4月1日に岐阜県農業共済組合を設立するために中濃地域農業共済事務組合を解散しようとするものでございます。

3点目、事業の譲渡につきましては、解散に伴い、同組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものでございます。

以上で議第55号の御説明を終わります。

続きまして、議第56号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の107ページをお開きください。

今回の協議につきましては、地方自治法第289条の規定により中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することについて構成市町村の協議が必要となり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容は、中濃地域農業共済事務組合を解散することに伴い、次のページの表にございます同組合の財産を、全て岐阜県農業共済組合へ帰属させるものでございます。

以上で議第56号の御説明を終わります。

続きまして、議第57号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の109ページをお開きください。あわせて赤スタンプ7、議案説明資料の69ページをお開きください。

今回の規約の変更は、地方自治法第286条の第1項の規定により、中濃地域農業共済事務組合同規約を変更することについて構成市町村の協議が必要となり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正の内容は、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い、同組合の規約について所要の改正を行うものでございます。

協議の内容につきましては、同組合が解散した場合において一部の事業が残るため、関市が共済事務を承継する規定を加えるものであり、条文につきましては、第14条の次に解散した場合の事務の承継について加えるものでございます。

なお、附則では、この規約の施行期日を岐阜県知事の許可のあった日からと定めております。

以上で議第52号、議第55号、議第56号、議第57号の御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） 以上で29案件の説明は終わりました。

第32 議第59号から第35 議第62号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 次に日程第32、議第59号から日程第35、議第62号の4案件について一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第59号、議第60号、議第61号、議第62号の4案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第59号から議第62号まで、人事案件につきまして御説明を申し上げます。

最初に、議第59号 美濃市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集111ページをごらんいただきたいと思います。

市教育委員として任命をさせていただきます中島正憲さんの任期は本年9月30日をもって満了となりますが、引き続き教育委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

中島さんの住所は、美濃市もみじが丘2丁目50番地、生年月日は昭和30年5月11日生まれ、年齢は64歳でございます。現在、美濃ガス協業組合の経営に当たっておられる傍ら青少年の健全育成のために、市青少年育成推進員、市少年補導センター補導委員、岐阜県青少年育成推進指導員を務められ、常に美濃市の子供たちのことを考えながらの活動は、真摯で行動的であり、美濃市の青少年健全育成に多大な貢献をしておられます。

また、公民館活動などの社会教育の分野におきましても、市社会教育委員、市公民館運営審議会委員を歴任され、社会教育に対しても深い理解をお持ちであります。

学校教育関係では、美濃小学校PTA会長、美濃中学校PTA会長を歴任され、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育てていかなければならない必要性を十分に認識され、小・中学校の教育にも尽力をされております。

このように、常に美濃市の子供たちの将来を考え、どの分野における活動においても前向きな考えを持ち、労力をいとわず力強く推進され、性格も温厚で誠実、奉仕精神も豊かであり、地域の方々から人望も厚く、人格、識見ともすぐれ、教育委員として適任者であると考へ、引き続き任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議第60号 美濃市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集112ページをお開きください。

現在、市の教育委員会委員として務めていただいております藤川貴子さんが9月30日をもって辞職されます。その後任として長瀬秀子さんを教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定に基づき、前任者の残任期間である令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間でございます。

長瀬さんの住所は、美濃市志摩1116番地3、生年月日は昭和32年5月30日生まれ、年齢は62歳でございます。昭和55年に岐阜大学教育学部を卒業された後、教師として岐阜市立則竹小学校に赴任し、主に小学校で教鞭をとり、関市立安桜小学校教頭、武儀東小学校長などを歴任され、学校現場の第一線で活躍し、平成30年3月に退職されました。

また、関市教育委員会学校教育課に3年間、岐阜県教育委員会研修管理課に3年間勤務し、学校現場だけでなく、教育行政に対する見識を有する方で、教育委員として適任であると考

えております。

また、教師時代には、専門である家庭科だけではなく家庭科以外の教育実践報告書の執筆や編集に携われ、また教師を指導する立場として研修会の講師や研究会の責任者を務められるなど、岐阜県の教育の推進及び発展に尽力されました。

教師を退職された後は大学の講師として学生の指導と後進の育成に尽力されておるとともに、御自身の考えである家庭料理の大切さを伝えるために、今までの経験や資格と趣味を生かし、自宅でとれた野菜などによる料理教室を運営されてみえます。

このように、長瀬さんは学校教育及び教育行政に対する知識を十分に有し、教育への関心も高く、性格も温厚、誠実で人望が厚いお人柄です。人格、識見ともすぐれ、教育委員として適任者であると考え、任命をしたいと存じております。御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第61号 美濃市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集113ページをごらんいただきたいと思っております。

監査委員のうち地方自治法第196条第1項に定めるすぐれた見識を有する者から選任されております古田良典さんが9月12日をもって任期満了となりますが、引き続き古田さんを選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和元年9月13日から令和5年9月12日までの4年間でございます。

古田さんの住所は、美濃市松森490番地2、年齢は昭和35年3月29日生まれの59歳です。平成27年9月から委員をお務めいただいております。現在、松栄町で税理事務所を開業されている税理士さんで、経理の専門家であり、人格、識見ともすぐれた適任者であり、引き続き選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第62号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

赤スタンプ1、議案集114ページをごらんいただきますと思っております。

3期12年の長きにわたりお務めいただきました杉山静さんの任期が令和元年12月末をもって満了となりますので、後任として野倉照子さんを人権擁護委員の候補者として法務局に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を伺うものでございます。

野倉さんは、住所が美濃市蕨生1979番地4、年齢は昭和30年10月1日生まれの63歳でございます。現在は下牧こども園の園長であります。野倉さんは広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方と存じますので、人権擁護委員の候補者として推薦したいと存じます。御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題の4案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、議第59号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第60号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第60号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第61号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第62号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第62号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

[追加議案配付]

休憩 午後 2 時21分

再開 午後 2 時22分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第 1 号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第 1 号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 市議第 1 号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第 1 号について、11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） ただいま追加上程されました市議第 1 号 総合計画及び地方創生に関する特別委員会の設置について、提案理由と、その内容について御説明を申し上げます。

新たな第 6 次総合計画及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、人口減少、少子・高齢化など、さまざまな課題に対して美濃市が将来にわたり魅力的で活力あふれるまちとして持続していけるよう、これらの諸施策を協議・検討するための総合計画・地方創生特別委員会の設置を提案するものであります。

それでは、議案書をごらんください。

特別委員会の内容につきましては、1. 名称は、総合計画・地方創生特別委員会、2. 設置の根拠は、地方自治法第 109 条及び美濃市議会委員会条例第 4 条、3. 付議事件は、第 6 次総合計画及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略の諸施策に関する事、4. 委員は、議長を除く全議員、5. 調査期間は設置の日から議会が調査終了を議決するまでとし、委員会は議会の閉会中も審査できるものとする。

以上ですが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時25分

再開 午後 2 時26分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いた
しました。

お諮りいたします。ただいま設置されることになりました総合計画・地方創生特別委員会
の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長により指名いた
します。

名簿を配付いたさせます。

〔名簿配付〕

○議長（古田 豊君） ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり特別委員会の委員に
指名いたします。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸
君を総合計画・地方創生特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩中に合同委員会室において特別委員会を開催願いまして、委員長・副委員長を
互選の上、議長まで御報告願います。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時37分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

総合計画・地方創生特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので報告いたします。

委員長に山口育男君、副委員長に梅村辰郎君がそれぞれ互選されました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから9月16日までの13日間休会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから9
月16日までの13日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月5
日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月17日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月3日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 辻 文 男

署 名 議 員 太 田 照 彦

令和元年9月17日

令和元年第3回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 9 月 17 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成 30 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成 30 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成 30 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成 30 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成 30 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成 30 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成 30 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成 30 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 38 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 11 議第 39 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 議第 40 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 41 号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 42 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 43 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 第 16 議第 44 号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 第 17 議第 45 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 18 議第 46 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 第 19 議第 47 号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 48 号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 49 号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 50 号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 51 号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 52 号 美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例について
- 第 25 議第 53 号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 54 号 美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 55 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 第 28 議第 56 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第 29 議第 57 号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について
- 第 30 議第 58 号 平成 30 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 31 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第31までの各事件

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 德 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君	総 合 政 策 課 長	不 破 啓 勝 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君	市 民 生 活 課 長	村 井 和 仁 君
健 康 福 祉 課 長	永 田 幸 泰 君	産 業 課 長 (農 業 委 員 会 事 務 局 長)	佐 藤 裕 之 君
美 濃 和 紙 推 進 課 長	高 橋 保 雄 君	土 木 課 長	後 藤 幸 泰 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	早 戸 智 也 君		

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	市 原 義 則	議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 書 記	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第30 議第58号まで

○議長（古田 豊君） 日程第2、認第1号から日程第30、議第58号までの29案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に従いまして質疑を行います。

議第43号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、2点お聞きします。

1点目、第3条第1項中に、規則で定める額は、月額の場合は30万円、日額の場合は1万2,000円及び時間額の場合は2,500円の範囲とするとあります。上限金額は決められていますが、規則の詳細についてはどのようなか。

2点目、第7条第1項第2号中に、期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に100分の72.5を乗じて得た額にとあります。この100分の72.5という割合はどのようにして算出されたのか。

以上の2点の質疑に対して、秘書課長の答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（古田 豊君） 秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは質疑の1点目、規則の詳細はどのようなかについてお答えいたします。

パートタイム会計年度任用職員の報酬については、厚生労働省の示す同一労働、同一賃金のガイドラインに基づき、職員と同様の給料表を使うよう考えています。

県内各市の状況、総務省が作成しました会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル、また8月7日にありました人事院勧告の状況を踏まえ、一般事務職員、小・中学校の支援員、家庭児童相談員など、それぞれの職に応じ、給料表のどこに位置づけるかを検討しており、規則については、現在作成中でございます。

続きまして、質疑の2点目、期末手当の割合100分の72.5は、どのように算出したのかについてお答えいたします。

現在、職員として勤務しております再任用職員の期末手当の割合は100分の72.5となっております。あわせて県内各市の状況も踏まえ、再任用職員と同じ率のこの割合としております。

以上、2点の質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（古田 豊君） はい、どうぞ。

○2番（須田盛也君） 以上をもちまして、今よく理解できましたので、私の質疑は閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古田 豊君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

第31 市政に対する一般質問

○議長（古田 豊君） 日程第31、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の表彰状について、上位入賞者に渡される表彰状については、美濃手すき和紙が採用されたが、今度どのように活用し展開していくのか、市長にお尋ねをいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピックは、現在、建設中でもあるメイン会場の新国立競技場がその全貌を見せ、観戦チケットの先行販売や聖火ランナーの募集も始まり、なお、プレ大会の開催や出場選手の内定などが連日報道され、また協議実施に当たっての暑さ対策、交通渋滞問題などが話題になってきております。来年の開催に向けましては、いよいよ盛り

上がりを見せてきたところだと感じております。

私自身、前回、1964年に開催されました東京オリンピックでは、まだ3歳であり幼少期でもありましたので、余りといえますか、ほとんど記憶にございませんが、再度東京で行われるということでもありますので、わくわく感を持ち楽しみにしているところでもあります。

新国立競技場の建設など着々と準備が進められている中、東京2020組織委員会は、オリンピック開会式の1年前に当たる本年7月24日にオリンピック開催1年前イベントを実施し、オリンピックメダルやメダルケースなどのデザインを発表したところでもあります。その中でも1位から8位までに入賞されたオリンピック・パラリンピアンには、美濃手すき和紙を使用した表彰状が授与されることが同時に発表されました。全国に数ある和紙の産地の中から美濃手すき和紙が選ばれたということは、美濃市にとっても大変喜ばしいことであると同時に、誇りに思うところでもあります。

また、これまでも多くの美濃和紙製品を提案されたと聞いております。特に美濃市の手すき和紙並びに機械すき和紙への表彰状への採用につきましては、格別な注力がなされたことと考えております。

こうした盛り上がりを一過性にするものではなく、今後もしっかりとした取り組みを行い、美濃市のさらなる活性を図るとともに、本美濃紙、美濃手すき和紙のみならず、機械すき和紙等も含めた美濃の紙ということで、全国に、全世界に広げていける絶好のチャンスとして生かしていくべきであると考えます。

採用に至るまでの経緯といたしましては、一昨年から動き始め、ユネスコ無形文化遺産に登録されている石州半紙、細川紙、本美濃紙の3紙連携による表彰状や、美濃市の機械すき和紙、美濃手すき和紙などの表彰状作成の提案を初め、扇子、一筆箋、朱印帳などのノベルティグッズなどの提案を行ったとお聞きをいたしております。

全国にもさまざまな地元産品の売り込みをなされたことと思いますが、今回の採用に当たりましては、古田岐阜県知事を初め、武藤美濃市長並びに関係者の方々のアプローチのたまものであると同時に、関係者皆様の御尽力に対しまして、心からの敬意と感謝を表すものでございます。

7月24日の岐阜県庁における記者会見では、古田知事と武藤市長の姿がテレビ放映されるなど、大きな感動を覚えるとともに、美濃手すき和紙のPRにも大きな効果があったのではないかと感じたところでもあります。

また、同月7月26日には、皆さんも御承知のとおり、大変お忙しい中、古田岐阜県知事にわざわざ美濃市までお越しいただき、表彰状を製作する手すき和紙職人の皆さんを激励していただいたことは、非常にありがたく感謝の念にたえません。

私自身も、この美濃手すき和紙がオリンピック・パラリンピックの表彰状に採用されましたことは、非常に喜ばしく、大変名誉なことであると感動を受けたところでございますし、市民の皆様にとっても、伝統のわざ、また郷土のわざによってすかれた表彰状が世界各国のトップアスリートに手渡されるということを思うと、感激や誇りを持たれたのではないかと

思います。

中でも今回の発表に当たり大変な喜び、誇りになったと思われるのは、1,300年もの間、美濃手すき和紙の技術を継承し培ってこられた本美濃紙保存会の皆様初め、手すき和紙協同組合の皆様、そして手すき和紙職人の皆様や、紙に携わってこられた皆様であろうかと思えます。さらに手すき和紙職人の皆様には、現在、懸命に製作作業に取りかかっていることと思えますが、表彰状2万枚をすくという一大事業をなし遂げるために、その御苦勞を察するものであり、市議会といたしましても、応援をしていかなければいけないと感じているところでございます。

美濃和紙につきましては、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されてから、今までにさまざまな取り組みがなされてきました。

私も以前、市長に同行させていただいたこともあります。岐阜県との連携による美濃和紙の3つのブランドマークの確立、トップセールスについては、フランス、パリでの発表や、アメリカ、イギリスなどのワークショップの開催など、各方面への情報発信、紙をテーマにした芸術活動を積極的に行い、また美濃和紙の観光資源への活用については、例えば和紙を使った体験型ショップにおける新商品の開発や活用、花みこしによる観光誘客、その他アーティストレジデンスなどの芸術活動、市内産のコウゾの増産、美濃手すき和紙職人の後継者に対する支援や移住・定住フェアでの情報発信など、多くのことに取り組まれてきました。こういったことが功を奏し、今回の表彰状の採用に結びついたのでないかと考えます。

そこで質問ですが、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されてから5年が経過し、このようなさまざまな取り組みを絶やすことなく継続していくことで、本美濃紙、美濃手すき和紙のみならず、機械すき和紙なども含めた美濃市の全ての紙産業の底上げや、美濃市の活性化に今まで以上にアピールできる絶好の機会ではないかと考えますが、今後どのように活用し展開していくのか、市の考えをお尋ねいたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

市政クラブからの代表質問ということで、山口議員から質問いただきました。御答弁をさせていただきます。

まず、来年開催されますオリンピック・パラリンピックの競技大会におきまして、入賞者に対する表彰状に手すき和紙が採用されたということにつきましては、今、議員さんからも力強いお言葉をいただきました。関係者一同、大変力強く、感激にたえないところでございます。1,300年の美濃和紙の技術を守り、伝統を引き継いでこられました手すき和紙職人の皆さんについても、感激いっぱいではなかろうかと、こんなふうに思っております。

重ねてではあります。ことしは美濃和紙の手すき和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されてから5年目の節目の年であり、このような年に手すき和紙の採用が発表された、これにつきましては大変意義のあるものと、かように考えております。

平成26年11月に本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機に、美濃市としま

しては、美濃和紙伝承千年プロジェクト、そして、岐阜県と連携した美濃和紙活性化会議、こういったものを立ち上げて美濃和紙の伝承と発展、美濃和紙による地域の活性化を目指し、取り組んできたところでございます。

例えば美濃和紙産業の振興では、和紙の小物など新商品の開発や販路拡大に向けた事業者への支援、岐阜県と連携した本美濃紙、美濃手すき和紙、美濃機械すき和紙の3つの美濃和紙ブランドの創設、見本市への出展など、活性化にも取り組んできたところでございます。

あわせて、先ほど山口議員からも少しお話がございましたが、県知事と同行いたしまして、パリ、ニューヨーク、あるいはローマといったところにトップセールスを行いまして、世界への情報発信も行ってまいりました。

先週、議会には少し御迷惑をおかけしましたが、11日から15日まで、オーストラリアのシドニーのほうで、同じく岐阜県が開催されました県的美濃和紙を含めた工芸品の販売促進と、このようなトップセールスにも知事と同行してまいりました。

芸術関係者の皆様方からは、美濃和紙のすばらしさというものを実感したと、どんなものがあるんだと、こんなようなお話も伺ってまいりましたので、こういったことも含めて、今後の活性化に努めていければなあと、こんな思いでございます。

また、観光産業の面におきましては、美濃和紙を活用した徳川家康公の采配の復元、古田行三郎美濃手すき和紙の家としての整備、そして、片知小学校跡地の美濃和紙用具ミュージアム「ふくべ」のオープン、美濃和紙の里ウオーキングなどによりまして、観光誘客にも努めているところでございます。

手すき和紙技術の保存・伝承におきましては、コウゾの原料の確保といたしまして、平成28年度から茨城県大子町へ、私も含めまして職人の方と一緒に訪問をいたしまして、生産のお手伝いを行うなど増産体制をお願いしたり、またトロロアオイにつきましても、産地に訪問して美濃和紙の生産の現状を聞いていただき、生産の継続といったことにも取り組んできたところでございます。その結果、今回の表彰状の制作というところの一助になったところでございます。

さらには、後継者の育成といたしまして、和紙スクールの開催などによる人材の発掘、手すき和紙職人の助成制度など、裾野を広げる活動にも取り組んできました。これ以外にもすとか桁、はけなどの紙すき用具の職人さんの育成も行っているところでございます。

今回、ユネスコ無形文化遺産の美濃手すき和紙技術がさらに認められ、東京オリンピック・パラリンピックの表彰状という勲章が加わったところでございます。議員御指摘のとおり、この機会をチャンスとして、切れ目のない施策を行うことが大変需要ではないかと考えております。美濃和紙伝承千年プロジェクト並びに岐阜県と連携した美濃和紙活性化会議により、和紙産業の振興をさらに図ってまいりたいと思います。

まずは来年、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、美濃和紙のよさをさらにPRするために、あるいは販路の開拓につなげるべく、来年のオリンピック・パラリンピックの開催期間中に東京におきまして、美濃和紙に関する総合展示会、展覧会を開催がで

きないかということで考えております。

内容はまだ詰めている段階でございますので、現在はオリンピック文化プログラムの一つとして認証を得るよう努力を行っているところでございます。その場合には、アート・イン・レジデンスで来市された方々にも協力をいただいた新たな作品の募集、または全国和紙画展入賞作品者による作品の出展、美濃和紙ブランド製品の展示、美濃和紙伝統工芸品の展示など、美濃和紙の可能性に挑戦するとともに、情報発信を行っていきたいと考えております。

まだまだアイデアレベルでございますが、いろいろございます。例えば透かし技術にさらに磨きをかけていただき、そういったものへの研究への支援、あるいは透かし技術を生かした新たな商品開発の支援、こういったことのPR、販売促進にも取り組み、さらには会社、あるいは学校などの希望する透かしを入れたオリジナルの表彰状、いわゆるオーダーメイド型の表彰状などの作成についても、関係者とともに考えていきたいと思っております。

また、実際に入賞されたアスリートからメダルとともに表彰状をお借りして展示会を開催することができればなあと、こんなことも夢の中でございますが思っております。いずれにしても、今回の表彰状に採用されたことを最大限に生かし、手すき和紙、機械すき和紙を含め、紙産業の活性化と観光産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 山口議員、どうぞ。

○12番（山口育男君） 御答弁ありがとうございます。今までのこと、これからもなお一層の手すき和紙のみならず、機械すき等々も含めてさまざまイベント等々を行い、さらに活性化を深めていくという答弁をいただきました。ありがとうございます。

1つ要望でございますけれども、市主体ではなく、紙関係の方々、各関係者各位が主体となっていることを取りくんでいただけるように、市といたしましても、全面的にバックアップ体制をとっていただけないかというふうにも思っておりますので、しっかりとその辺も関係者といろいろ詰めて、議会とも一緒になってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、一般質問に入ります。

最初に、5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従いまして、一般質問、運転免許証返納者の移動手段的確保についてを一問一答方式により御質問いたします。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故が相次いでいます。本年4月には、東京池袋において高齢者ドライバーの運転する自動車が暴走し、自転車に乗った母親と娘が亡くなり、10人が負傷するという痛ましい事故があったことは、皆さんも御承知のとおりです。このほかにも高齢者ドライバーによるペダルの踏み間違えなどの操作ミスが原因の事故や、高速道路の逆走などが連日のようにテレビや新聞等で報道されております。このようなことから、連

日の報道を受けてか、私の周辺の高齢者からは、運転免許証の自主返納に関する話題が徐々にふえているように感じております。

運転免許証を自主返納いたしますと、当然自動車の運転ができなくなるわけでありますから、そうなれば、日ごろの買い物や病院への通院をするためには、これまでと別の移動手段を確保しなければならなくなります。同居する家族や近くに住む親族、知人、友人が運転する自動車に乗せてもらって移動する方法が考えられますが、これは運転をする側の都合に左右され、毎回自由に依頼するわけにもいきません。そうすると、公共交通機関を利用することとなります。

公共交通機関と言えば鉄道やバスが一般的ですが、美濃市内を走る鉄道やバスは、便利に使うことができるのとは言いがたいものがあることから、市内を移動する際は、デマンド型乗り合いタクシー「のり愛くん」の利用が想定されます。

そこで、1点目として、美濃市または岐阜県内における運転免許証の自主返納状況と、「のり愛くん」の利用者数の推移とその傾向はどのようなかについて、総務部長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、運転免許証返納者の移動手段の確保についての御質問の1点目、美濃市または岐阜県内における運転免許証の自主返納状況と、「のり愛くん」の利用者数の推移とその傾向はどのようなかについてお答えいたします。

運転免許証の自主返納とは、有効な運転免許を保有している方が、免許証の所在地を管轄する公安委員会にみずからの意思で免許の取り消しを申請する手続きのことを言います。

岐阜県警によりますと、美濃市の自主返納者は、平成28年に28人、平成29年に56人、平成30年に51人となっています。県全体では、平成26年に2,129人、平成27年に2,655人、平成28年に3,520人、平成29年に5,639人、平成30年に5,672人となっています。

なお、美濃市のデータは平成27年以前はございません。

次に、「のり愛くん」の利用状況についてであります。平成28年度は4万7,996人、平成29年度は4万6,535人、平成30年度は4万6,620人となっております。運転免許証の自主返納状況と、「のり愛くん」の利用者数の推移の関連性については調査しておりませんので、わかりません。

なお、「のり愛くん」の制度については、平成24年11月から導入しており、既に6年以上が経過し、市民には十分に周知されているものと思っております。したがって、運転免許証を自主返納された方も必要に応じて利用されているものと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

運転免許証の自主返納者数は県全体においては年々増加しており、美濃市においては増加

傾向になっていることを確認しました。しかしながら、美濃市の人口のうち、多くを占めているのは団塊の世代を含む65歳から74歳の世代です。現在、美濃市では75歳以上の人口は3,674人で、人口の約18%を占めていますが、多くを占める世代が年齢を重ねていくことを考えると、75歳以上の人口は今後も増加していくものと考えられます。

美濃市における運転免許証の自主返納者についても、75歳以上の高齢者人口がふえていくことを考えれば、あわせて増加していくことも容易に予想されます。人は年齢を重ねれば誰でも身体能力が低下していきます。自動車の運転に不安を持つ高齢者が、危険な運転をしなくても安心して暮らせることのできるまちづくりの第一歩として、運転免許証を返納しやすい環境を整えることが重要であると私は考えます。

そこで、2点目として、運転免許証を自主返納した者への「のり愛くん」利用促進のための施策があるのか、あればそれはどのようなものかについて、総務部長にお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、運転免許証を自主返納した者への「のり愛くん」利用促進のための施策があるのか、あればそれはどのようなものかについてお答えいたします。

市では、「のり愛くん」の利用について、自主返納者に限定した利用促進施策はありませんが、御承知のとおり「のり愛くん」は、誰でも利用できる制度でありますので、自主返納した方も大いに利用していただけるものと考えています。

なお、利用料金については、65歳以上の高齢者の方については100円とし、利便性の向上を図っています。

なお、自主返納された方への支援制度としては、長良川鉄道では、65歳以上の方で警察署等が発行する運転経歴証明書の交付日から2年間に限り運賃を半額とする制度が、また岐阜バスでも運賃を半額とする制度があります。これらの制度については、自主返納者に対してPRするよう努めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

「のり愛くん」は、運転開始当初から65歳以上の高齢者の方について利便性の向上を図っておられますが、美濃市としては、運転免許証の自主返納者に対する利用促進するための施策はないとの答弁でした。人生100年時代と言われるように、70代、80代の方もこれから20年、30年生活していく必要があります。こうした中、どこかで運転免許証を自主返納しなければならない時期が訪れることは、ほとんどの方にとって避けられない事実であると考えられます。

そこで、私は、運転免許証を自主返納した方を対象とした支援策を設けてはどうかと考えます。例えば運転免許証の自主返納者に「のり愛くん」の回数券を一定数無料で支給すると

いったものです。運転免許証を返納することで起こる運転できない生活は、「のり愛くん」でカバーすることができるのではないかとこの考えがこういった仕組みから生まれ、広がっていくのではないのでしょうか。こういった施策の積み重ねが安心して運転免許証を自主返納できる社会につながっていくものと考えますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

「のり愛くん」は導入開始から6年以上が経過し、利用者の伸び悩みが顕著になっていますが、平成30年度の決算状況を見ると、「のり愛くん」の運行経費は4,279万8,000円となっております。「のり愛くん」はその運行を市内の事業者へ業務委託しておりますが、車両の維持管理経費、人件費、予約システムに係る経費など、事業を行うためにさまざまな経費が必要であります。しかし、運転免許証の自主返納者が促進策により「のり愛くん」を利用するようになれば、今後の利用者の増加が想定でき、その運行経費もあわせて増加していくことも予想されます。

そこで、3点目として、運転免許証の自主返納者によって「のり愛くん」の利用者がふえた場合、経費の増額はどのようになるのか、受託事業者の体制も含め、対応が可能なのかについて総務部長にお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、運転免許証の自主返納者によって「のり愛くん」の利用者がふえた場合、経費の増額はどのようになるのか、受託事業者の体制も含め対応が可能なのかについてお答えいたします。

「のり愛くん」の車両体制は、平成24年11月の導入開始時は9人乗り2台、4人乗り3台でありましたが、利用者数の増加等により、平成28年4月から9人乗り3台、4人乗り2台としております。

しかしながら、「のり愛くん」の利用者数は、先ほども申し上げましたが、ピークであった平成27年度から減少傾向となっており、平成27年度の延べ利用者数と昨年、平成30年度の延べ利用者数を比較すると4,862人も減少している状況です。そのため、運転免許証の自主返納をされた方が増加し、「のり愛くん」の利用者がふえたとしても増車する必要はないと考えております。

今後、利用者数が増加し、増車する必要がある場合、委託事業者に依頼してまいります。なお、車1台をふやそうとすると、委託経費は約1,000万円が必要となります。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

「のり愛くん」のような公共交通機関は、自動車が運転できない方、運転免許証を自主返納し運転をしなくなった方、遠方からの旅行者などにとっては必要不可欠な移動手段、いわゆる足であります。買い物などのお出かけは、市民一人一人が住みなれた地域で生き生きと暮らすために必要なものであり、これができない生活は考えられません。また、通院については言うまでもありません。

今後、世の中における運転免許証の自主返納の風潮の進展により、「のり愛くん」の自主返納者の利用者数は増加し、より一層市民の重要度も増していくものと考えられます。「のり愛くん」は運行経費がかさむからといって一律に縮小、廃止するものではありませんし、かといって際限なく税金を投入するものでもありません。行政と市民が互いに納得できる規模、範囲での運行が重要になるため、今から将来を見据えた運行計画や展望を持って、さらなる取り組みを積極的に進めていただきますことを要望させていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は一般質問に入りますが、先日の台風15号により各地に大きな被害がありました。家屋の損壊や、現在でも断水、停電などで御不自由なさっていること。御心労いかばかりかと御推察申し上げ、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、発言通告に従い、一般質問、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した自然環境の保全・再生の取り組みについてを産業振興部長に一問一答、お尋ねしていきます。

日本において、台風は災害を引き起こす原因として代表的な自然現象の一つで、毎年たくさんの方が日本に上陸、そして通過しています。中でもこの地方に最大の被害を起こした台風が伊勢湾台風で、昭和34年9月26日、市内を流れる長良川、板取川が大洪水になり未曾有の大被害をもたらしました。あれから約60年余り経過して、道路、堤防、橋梁等の整備もなされ、気象情報の進歩で正確な情報が持たされるようになりました。河川環境も当時とは格段に違ってきております。

しかしながら、最近話題になっておりますのが、ゲリラ豪雨など雨による被害が注目されています。ゲリラ豪雨はごく狭い限られた範囲で短時間に激しく降る雨のことで、発生する時間や場所が予測できないという特徴があります。最近では、そのゲリラ豪雨が同じ上空に停滞する線状降水帯を耳にするようになり、大変怖いことだなあと感じております。

とはいっても、被害はそうそう頻繁に起こるものではないし、起きては困ります。行政側もゲリラ豪雨などの災害を温暖化の影響の一つとして、簡単に異常気象、想定外の言葉を使うのではなく、備えあれば憂いなしの精神にのっとり、準備はしっかりとしていく必要があります。

そんな環境下のもと、美濃市の総面積の約8割を森林が占めております。近年は森林の整備を行ってもなかなか採算がとれないため、以前のように間伐や伐採が行われなくなり、十分な手入れがなされず森林の荒廃が目立つようになりました。荒廃した森林は台風の被害を受けたり、大雨などによって土砂災害を起こしやすくなったり、甚大な被害が起こり得る源になりかねません。

そこで、岐阜県では、県独自に本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取り組みを早急かつ確実に進めて、森林や河川は県民の共有財産という認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、清流の

国ぎふ森林・環境税を平成24年度から導入し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取り組みを進めてきました。という制度が、この森林・環境税であります。

まず質問するのは、この清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、美濃市もいろいろと事業を行ってきたとは思いますが、各種団体等にこの制度をどのように周知しているか、産業振興部長にお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、おはようございます。

清流の国ぎふ森林・環境税を活用した自然環境の保全・再生の取り組みについての1点目、各種団体等にこの制度をどのように周知しているかについてお答えいたします。

清流の国ぎふ森林・環境税は、恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取り組みを進めるための財源として、岐阜県により創設されたものでございます。

その背景は、岐阜県には県土面積の81%に上る豊かな森林と、大小400以上の清らかな河川があり、これらは県民生活に多くの恵みを与えてきましたが、近年、森林が適切に管理がされず荒廃していること、野生動物による農作物への被害が増加していることや、豪雨による土砂災害により立木等の河川への流出などが大きな課題であり、その対策に必要な財源を確保することによるものでございます。

本制度は森林・環境税を財源に活用し、環境保全を目的とした水源林等の整備、里山林の整備と利用促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、そして、地域が主体となった環境保全活動の促進を目的に、県、市町村、学校法人、団体などが事業主体となって森林整備など事業を行うものでございます。

この制度の周知につきましては、県においてはホームページへの掲載やパンフレットの配布に加え、市町村や林業団体向けの説明会を開催しているところでございます。

市としましては、県が主催する説明会に参加し、その資料などにより福祉機関、教育機関及び市内林業団体に情報提供をしているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） わかりました。

県主催の説明会で情報収集して、さらに市内に情報提供をお願いいたします。

次に、森林・環境税で市民の共感をかち得る対策や、次世代に適切な形で引き継ぐ活用法、そんな検討も必要です。しかしながら、総面積の約8割が森林の美濃市では、短期間に全ての対策は無理と承知しておりますが、そこで質問です。

美濃市におけるこの制度を活用した実績はどのようなか、産業振興部長にお伺いいたします。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の御質問の、この制度の活用の実績についてお答えいたします。

本制度が開始されました平成24年度から平成28年度の第1期には、里山林の整備と利用の促進を目的として、市内13カ所、計約26ヘクタールの里山林の整備のほか、遊歩道や案内看板の設置など計7カ所の景観整備の実施をいたしました。

また、公共施設等における県産材の利用の促進を目的として、ペレットストーブ2台と、ペレットボイラー1台及びまきストーブ1台を導入いたしました。

地域が主体となった環境保全活動の促進を目的に、赤ちゃんに木のおもちゃを贈呈する事業や木育ひろばの開設、古城山の自然に親しむ体験イベントなど、計19件の事業を実施しております。この5年間に活用した森林・環境税は、計約4,300万円でございます。

このほか岐阜県の事業として、古城山を環境保全モデル林に指定し、管理棟、散策路、作業道などの整備を行い、約5,000万円の活用をしております。

平成24年度からの5年間の取り組みを踏まえ、さらに整備の必要があるため、森林・環境税は令和3年度までの5年間延長となり、引き続き当市としましても活用をしているところでございます。

平成29年度、30年度には、里山林を市内17カ所、約5ヘクタールを整備、木のおもちゃの贈呈、自然に親しむ体験イベントや里川の環境保全活動など、計11件の事業を実施いたしました。この2年間に活用した森林・環境税は、計約3,700万円でございます。

[4番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） わかりました。

平成24年から28年の第1期の5年間に里山林の整備と利用の促進を目的として、市内13カ所等を実施したと説明があり、着実に進んでいると確認させていただきました。

次に、森林は災害を防ぐとともに、良質な水を育み、きれいな空気や安らぎの空間を提供するなど、さまざまな恵みを与えてくれており、私たちの安全で安心な暮らしに欠かすことができません。この森林の公益的機能を最大限に引き出すためにも、美濃市におけるこの制度を活用した今後の計画はどうか、産業振興部長、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 3点目の御質問の今後の計画についてお答えいたします。

美濃市の総面積の約79%は森林が占めており、そのうち人工林率は約49%で、近年、森林所有者の高齢化や、後継者不足などにより管理がなされていない人工林が増加傾向にあります。また、市内各地で野生鳥獣被害も多く発生してきております。

このような現状において整備の継続が必要とされ、現在の清流の国ぎふ森林・環境税は令和3年度まで延長されることとなり、当市としましても、この制度を活用し、今後も引き続き事業を進めていきたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） わかりました。

市の総面積の約8割が森林です。これからも大変ですが、しっかりとよろしく願いして、私の要望でございます。安全・安心な郷土を考えたときに、100年先の森林のあり方を見据えて、今、どのような整備が必要かを考えるべき時期に差しかかっています。清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取り組みにも当たり、時間を費やしても、慎重、適切、確実に進めたいと希望します。

これで、私の一般質問は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして、岐阜県立森林文化アカデミー及び岐阜県動物愛護センターとの連携協定のあり方について、一般質問4点を一問一答にて総務部長にお伺いします。

まず1点目ですが、森林文化アカデミーとの連携協定は第3期に入っており、今までも多くの連携事業に取り組んでいますが、これまでの連携についての成果はどのようなか、答弁を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 岐阜県立森林文化アカデミー及び岐阜県動物愛護センターとの連携協定のあり方について、御質問の1点目、森林文化アカデミーとの連携協定は第3期に入っており、今までも多くの連携事業に取り組んでいるが、これまでの連携についての成果はどのようなかについてお答えします。

森林文化アカデミーは、森林や木材にかかわるさまざまな分野で活躍する人材を育成することを目指して、その前身であった岐阜県林業短期大学校を改編し、平成13年に設立された2年生の専修学校です。美濃市と森林文化アカデミーとの連携協定は、平成24年3月にまちづくりの推進、産業の振興、教育及び人材育成、自然・環境及び森林、生涯学習などの分野で連携・協力することとした包括協定として締結され、3年ごとに更新されております。

これまで教育及び人材育成の分野では、1歳になった子供に木のおもちゃをプレゼントし、木育を推進するウッドスタート事業への助言や、子供たちに森に囲まれた自然の広場で木登り、山の探検など、自由にできる空間を提供するプレーパーク事業に対する支援を行っていただいています。

また、各地域の公民館などで小学生を対象として木のワークショップを開催するなどの教育活動に対する支援や、市内教職員対象の研修講座に講師として御協力をいただいております。

また、自然・環境及び森林の分野では、以安寺山整備事業や市町村ごとに定める美濃市森林整備計画の策定、森林づくりに関するビジョンや施策検討に対する支援などを行っていただいています。

[2番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也さん。

○2番（須田盛也君） 幾つか成果があったことをうれしく思っています。

では、次の質問に入ります。

2点目の質問です。

森林文化アカデミーには、来年新しい施設、森林総合教育センター（仮称）ですけれども、建設されます。今までの課題、今後の連携についてどのように考え、位置づけていこうとしているのか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、森林文化アカデミーには、来年新しい施設、森林総合教育センター（仮称）も建設される。今までの課題、今後の連携についてどのように考え、位置づけていこうとしているのかについてお答えいたします。

森林総合教育センター（仮称）は、森林文化アカデミー内に来年度の開所を目指し、全ての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていくをコンセプトに、幼児から大人まで幅広い世代が森林に親しみ、森林とのつながりを体験できる森林教育の総合拠点が整備されると聞いております。

これまで美濃市では、森林文化アカデミーの持っている森林、林業、環境教育などの人的・知的資源を活用させていただき、必要な事業を進めることができたと考えております。

また、森林文化アカデミーの卒業生が美濃市に定住し、市の事業とかかわり御協力をいただいております。

しかしながら、美濃市と森林文化アカデミーとの連携協定は包括協定であり、さまざまな分野で連携を図ることができることとなっておりますが、森林文化アカデミーの特性を生かした分野での連携事業が少ないことが課題であります。今後は具体的な内容での連携を進めていくことが重要ではないかと考えております。

今後、森林総合教育センター（仮称）の整備に伴って、子供の環境教育や生涯学習の分野で、具体的に連携することができればよいのではないかと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 森林文化アカデミーの今までの取り組みや、今後の方向についての御答弁、ありがとうございました。

森林文化アカデミーとの連携の充実について、私からの要望を述べさせていただきます。

私はこの3月まで美濃市の教員として担任をしていました。しかし、この2つの施設と子供たちをかかわらせることなく来てしまったことが、今さらながら私の大きな反省点でもあ

ります。

教員時代に美濃市教育研究所の夏季研修講座では、「美濃学」の一つである美濃市の自然を受講してきています。講師の先生は森林文化アカデミーの教授 柳沢直先生でした。瓢ヶ岳や天王山、鶴形山、古城山など、植生帯や樹木、植物等について学び、美濃市はすばらしい自然の宝庫だと改めて私自身が理解させていただきました。

また、ことしの教育研究所の夏期講習には見学という形で許可をいただいて、今年度から新設された准教授 萩原・ナバ・裕作先生の講座にも参加させていただきました。雨の中、ずぶぬれになりながらの活動でしたが、雨にぬれながらも森にある自然物を活用して課題に取り組まれている先生方の姿というのは、生き生きとした子供のように輝いていました。きっと先生方は雨だからできないのではなく、また何もないからできないのではなく、自然を活用しようとする情熱とスキルがあれば、子供たちに教育ができることを学ばれたと思っています。しかし、今年度の2つの研修講座に参加された先生方が少なかったことは、とても残念でなりません。

このほかにも森林文化アカデミーの先生方は、涌井史郎学長を初め、一芸に秀でたすばらしい先生方ばかりです。ここに見える皆さんも御存じだと思うんですが、先ほど紹介しました萩原・ナバ・裕作先生は、JOLA（ジャパン・アウトドア・リーダーズ・アワード）2019の大賞を受賞されました。この分野における日本一の先生であります。そんなすばらしい先生方が見える森林文化アカデミーが、この美濃市にあるんです。

また、先ほど豊澤議員からもありましたが、約8割の面積が森林を占めるこの美濃市、森林文化アカデミーを卒業された方々が何名もこの美濃市で起業されて、人口増加の一躍も担っていただいています。今後、そんな方々がふえることも期待されます。

さらに来年度には新しい施設、森林総合教育センター（仮称）が建設されます。涌井学長さんは起工式のときに、この施設を全国の森林教育のメッカにするとお話になりました。日本中から多くの人が集う拠点となることでしょう。

以上のような点からも連携をますます強め、充実させていくことが、この美濃市には重要であると私自身は考えております。今後御検討いただきますようお願いしまして、3点目の質問に入ります。

岐阜県動物愛護センターは平成26年4月に開所されていますが、今までの連携についてはどのようなか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、岐阜県動物愛護センターは平成26年4月に開所されていますが、今までの連携についてはどのようなかについてお答えいたします。

岐阜県動物愛護センターは、保健所から受け入れた犬や猫を飼育し、新しい飼い主の方へ譲渡することを目的とした施設です。また、犬や猫の飼育や基本的なしつけ方に関する研修会を開催するなど、動物愛護の普及啓発、さらに被災動物の救援を行っています。

このほか、岐阜県野生鳥獣リハビリセンターとして、外傷を負った希少な野鳥を収容し、

リハビリ等による回復の後、自然へ帰すことも業務として行っています。

なお、美濃市と岐阜県動物愛護センターとは連携協定は締結しておりませんが、昨年度、今年度と9月に行った市防災訓練に参加していただき、今年度は岐阜県動物愛護センターの職員の方からペットの避難をテーマに住民の方々に対しお話をさせていただきました。また、平成26年度から平成29年度まで、毎年市産業祭に動物愛護の普及啓発ブースを出展していただいています。さらに平成28年度から岐阜県動物愛護センターが開催しているインターンシップに、市内中学校の生徒が毎年参加させていただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

なぜ連携協定が締結されていないのか、ちょっとよくまだ理解できていませんが、最後の質問に入らせていただきます。

岐阜県動物愛護センターとの連携について、では、今後どのように考えていかれるのか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の4点目、岐阜県動物愛護センターとの連携について、今後どのように考えているかについてお答えいたします。

岐阜県動物愛護センターは、先ほども申しましたが、命の大切さ、心の豊かさ、思いやりの気持ちを育む動物愛護の普及啓発、ペットの災害対策の普及啓発などを行っています。岐阜県動物愛護センターからは、限られた職員体制で運営に努力されており、できる範囲で市などが開催するイベント、行事等に協力したいというお話を伺っております。

市としましては、岐阜県動物愛護センターが主催して行う動物愛護教室、しつけ方教室や被災動物救援ボランティアリーダー講習会などに、市民に参加していただけるようにPRに努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 答弁ありがとうございます。

岐阜県動物愛護センターとの連携についての答弁、ありがとうございました。

この施設は、岐阜県に1つしかない動物愛護の岐阜県の拠点となる重要な施設だと思っています。今から5年前の平成26年4月23日に開所されました。敷地については美濃市が無償貸与しております。開所わずか2年間で来館者が1万人を突破しています。ホームページのトップには、人と動物が共生する地域社会の実現を目指しますとあります。しかし、答弁にありましたように、美濃市との連携協定はまだ策定されていません。

この施設での具体的な事業には、今もありましたが、犬のしつけ教室、譲渡前講習会、地域猫活動、動物介在活動犬の育成、譲渡事業、出前愛護教室等があります。これらについては、各年度の事業報告が毎年ホームページの「あしあと」に掲載されております。その中で

この施設で行われた愛護教室には、私も以前勤めていましたが、牧谷小学校の1つの学年だけが開所年度の26年度と27年度に2回訪問しているだけです。

また、出前愛護教室事業では、この5年間に県内小学校延べ35校、中学校延べ10校、義務教育学校1校、保育園・幼稚園関係が2校、その他の団体の合計56回の出前講座が開催されています。飛騨市、中津川市、多治見市、揖斐川町など遠くの学校で実施されているんですが、残念ながら地元であるこの美濃市の小・中学校での開催はゼロであります。

小学校では、以前、ウサギやモルモット、ニワトリなど学校で飼育していきまして、直接命とかかわったり、命の尊厳や自然愛護、感動、畏敬の念などを実体験から感じ、考えることができていました。しかし、現在小学校では、残念ながら生き物を飼育する機会がどんどん減ってきております。動物と直接かかわる機会が少なくなってきました。

また、道徳教育の充実のため、道徳は特別の教科となりました。道徳的価値を自分事として理解し、多面的に深く考えたり、議論したりすることを重視した道徳となりますが、実体験があるかないかでは、理解に大きな差が出てくると思っています。動物と触れ合う機会をふやすためにも有効な施設ではないでしょうか。

出前教室では、さらにアニマルセラピー犬、動物介在活動犬といいますけれども、その活用も考えられます。アニマルセラピー犬は、最近、福祉施設での訪問活動が実際ふえています。また、土岐市や羽島市のホームページには、岐阜県動物愛護センターについての説明や、リンクがなされて紹介もされております。美濃市のホームページにも、ぜひリンクしていただけたらなあというふうに考えております。

また、犬猫天国のようなイベントの開催や町なかでのドッグランの設営、ペットと一緒に観光、見学、体験できるようなペットにも優しい美濃まちづくりなどを企画できないかなあというふうにも考えております。歩行者天国だけでなく、ペットを連れている方の観光も積極的に受け入れる美濃市にさせていただけるとありがたいと考えております。

幾つかの要望、提案をさせていただきましたが、ぜひ岐阜県動物愛護センターと連携協定を結んで学校教育や社会教育、福祉施設などでの積極的な活用ができることを期待しております。

最後に、今回、市議会議員の立場をいただいているいろいろな方とお話をする中で、美濃市にある県の施設の中でも、特にこの2つの施設は大きな意義のある資源だと私は捉えるようになりました。森林文化アカデミーと岐阜県動物愛護センターとの連携のあり方を充実させることは、美濃市の教育大綱の基本理念「ふるさと美濃に誇りと愛着を持ち、ふるさとの未来を担う人づくり」へとつながるものであると考えます。

また、このようなすばらしい施設があることを市民の皆様に紹介するだけでなく、生涯学習という点からも積極的にかかわることが、美濃市第5次総合計画のまちづくりの柱の一つである「市民力が輝く人間力・文化力が豊かなまち」につながるものであると思います。どちらの施設とも、今後ウィン・ウィンの関係を構築できるようにお願いして、私の発言は閉じたいと思います。

つけ足しですけれども、今年20日から動物愛護週間で動物愛護フェスティバルが23日にあります。紹介だけして、私の一般質問を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、一問一答形式で次の2点の質問を行います。

1点目は、留守家庭児童教室について、2点目は、学校、家庭、地域連携協力推進事業についてです。

まず1点目です。留守家庭児童教室について。

ことしもまた昨年と同じように高温の日が続く中、市内5校の小学校児童は長期の夏季休業に入りました。児童は休みでも、働いている保護者は子供に合わせ、その期間だけ休みをとることができない時代になっています。

かつては事業所も家庭での子育てを優先させ、働く親は子供が休みになれば、その間仕事を休むこともできました。ところが近年の経済成長戦略の方策として女性の活躍に向けて、首相が5年間で留守家庭児童教室、名称を学童保育といたしますが、これを30万人分拡大したいと語った報道は、多くの皆さんの記憶に新しいと思います。働く親にとって、留守家庭児童教室は小学校入学とセットで必要不可欠の施設になり、ほとんどの国民が知るところです。

厚生労働省の2018年の全国の調査によれば、施設数2万5,328カ所、入所児童数は123万4,366人という結果が報告されてます。幸い美濃市の現状は、一部の施設条件についての難題が残されているものの、受け入れの対応、利用料金など、保護者のニーズに対し、市として可能な限りの対応がなされています。

質問するに当たり、2012年の子ども・子育て支援法の制定、児童福祉法の改定の内容をもとに、親が安心して働くことができるためには、今後、美濃市はどのような支援の充実を図らなければならないのか。市民も行政に一任するだけでなく、ともに考え、かつてあった子供を見守り育てる地域のネットワーク、大人と子供の関係づくりを前提にして進めます。

そこで、1つ目の質問です。

利用者数、配慮が必要な児童数、利用時間帯、指導員数など、今年度の利用実態はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 本年度の利用実態についてお答えします。

本年8月1日現在の利用者数について、昨年同月比もあわせてお答えします。

通年利用者数は229名、10名減、うち美濃教室90名、12名減、牧谷教室26名、4名増、大矢田教室23名、2名増、藍見教室32名、2名増、中有知教室58名、6名減となっております。

夏休み利用者については、先ほどの通年利用者に加え173名、23名増、うち美濃教室69名、11名増、牧谷教室12名、6名減、大矢田教室26名、5名増、藍見教室29名、2名増、中有知教室37名、11名増となっております。

また、この実人数402名のうち、配慮が必要な児童は45名、通年29名、夏休み16名で、ぜんそくと食物アレルギーを中心に、一部熱性けいれんやてんかん等の持病や軽度の知的、身体、発達障がいなどへの配慮が各教室で必要になっています。

利用時間帯については、通年利用の場合は、授業終了後の午後3時ごろから午後6時までですが、児童によっては保護者が早目に迎えに来られる場合があります。夏休み期間中の利用時間は、午前8時から午後6時までとなっております。

次に、指導員数は、通年利用において全体で28名、うち美濃教室12名、牧谷教室と大矢田教室は3名、藍見教室4名、中有知教室6名で、指導員1人当たり7名から10名の児童を受け持っている状況です。

指導員の配置につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱により基準を満たしております。しかしながら、配慮が必要な児童への対応や夏休み中の指導員の確保のため、指導員を随時募集している状況であります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今年度の利用実態について、昨年と比較して詳しく示され、利用動向も読み取ることができました。全体的な利用数はやや減少傾向にあるものの、地域ごとで増減のばらつきもあり、今後どうなるのか、明確な予想は立てられないようです。ただ、夏休みについては、一部を除き増加傾向にあることから、やはり家族が働きに出る家庭が増加しているということがうかがえます。

次に、配慮を要する児童についてですが、通年と夏休みの合計で約10%いるということから、個別対応の必要性も出てきます。したがって、より一層指導員の確保をしなければならず、随時募集に努めていらっしゃる担当課の御苦労がうかがえます。

ちなみに、関市は障がいを持つ児童は受け入れていません。受け入れ可能枠が広い美濃市では、安心して親たちは働くことができます。学校の授業日と違い、配慮を要する児童のための支援員はつかないため、留守家庭児童教室の夏休みには、配慮の内容によっては、基準以上により多くの指導員が求められます。

また、夏場の気象変動の大きい日は外遊びもできず、プールに入れない日もあります。部屋の中で一日中過ごさなければなりません。異学年の集団でいろいろな配慮をしながら安心・安全な生活を守る指導員の御苦労ははかり知れません。

昨年の社会保障審議会の児童部会でも、指導員の不足は全国共通の課題として継続的に話し合われてきています。後ほどこの課題については提案させていただきます。

さて、2つ目の質問です。

近所では、ここ四、五年の間に若い世代の家族が移転してこられ、親の敷地内に家建てて住むケースが増加しています。保護者の親、つまり祖父母世代は現役で働いているため、孫の世話はされていません。3世代同居であっても、夕食までは家族のそれぞれがかかわる時間は減少しています。

多くの親の日常生活は、雇用形態の多様化によってパートや派遣など長時間労働、あるいは短時間労働などさまざまです。そして、急激なIT化のもと、携帯、スマホの普及も生活を大きく変化させ、親の多忙化によって子供の生活に注がれるまなざしに変質しています。家事や子育ての時間は減り、家族がそろって生活を楽しむ姿を見る機会も減少しています。

近所同士のつき合いも限られた範囲でしかなく、人間関係も希薄になっています。地域の行事への参加、そしてその役割など、ただ義務的にこなすにとどまっているのが実態ではないでしょうか。

子供の生活は学力優先、能力主義におくれをとってはならないとばかりに、塾、稽古事などに拍車がかかり、結果や成績が重視され、その子自身の本来の姿が見えにくくさせられています。学習内容も徐々に増加し、大人と同じように多忙な生活に追いやる結果になっています。家に帰ってから子供たちが開放的に遊んでいる姿はほとんど見られません。生活全体が学校、学習中心の生活へとつながっています。登校時に元気よく「おはよう」の挨拶が返せる子が何人いるのでしょうか。あくびをしながら登校する子も珍しくありません。

さて、こうした状況のもと、近年の利用状況からどのような傾向が見られるか。留守家庭児童教室の様子から気づかれていることがあればお答え願います。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 近年の利用状況からどのような傾向が見られるかについてお答えします。

留守家庭児童教室の利用者は、5年前の平成26年度は294名、利用率は29.5%でありましたが、今年8月における通年利用と夏休み利用の合計は402名、全児童数に対する利用率は42.1%となり、児童数が減少する中、留守家庭児童教室においては、全体的に利用者数、利用率とも増加傾向であります。

教室ごとの利用状況は、牧谷教室が利用率29%と低い状況にありますが、他の4教室はいずれも40%台で、そのうち藍見教室は48%と最も高い利用率となっております。また、配慮が必要な児童の利用については、この5年間は毎年30名から40名であります。今年度は若干多目の45名となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 統計から読み取れることが幾つかありました。美濃市では、深刻かつ喫緊の課題までには至っていないと受けとめました。

しかし、社会情勢の変化は、働き方の多様化、共働き家庭は美濃市においてもごく一般的な家庭の姿になっています。道路の開発、区画整理など、都市化によって子供たちの環境は年々狭められ、公園があるとはいえ、自由な遊び場所は限られ、体験活動も不足している現状です。答弁にあるように、今後利用率は確実に増加します。

同時に子供の個性も多様化し、外国人労働者の子供の就学や、現在は4年までですが、やがて国が示す6年までの受け入れを可能にしなければならない事態も予想されます。子供の

放課後の居場所は、学校から離れた後、安心して過ごせる場として、大人が見守り、健全な発達を促す大切な場にしなければなりません。今後、留守家庭児童教室は健全育成の狙いに沿って、質、量の側面からどうあったらよいのか、改めて考えるときが来ていると思います。

続いて、3つ目の質問です。

子供は留守家庭児童教室に対して、学習活動をしている教室とは違う意識を持っています。家に帰れば一度はゆっくり体を伸ばして転がりたいときもあれば、疲れていて眠ければ昼寝してもよい、元気よく遊びたければ仲間と一緒に遊べばよい、明らかに学校とは違って家にいるような生活空間の意識が持つことができ、初めて放課後の居場所となるはずで

大きく違うことの一つに、異年齢の仲間が複数いるという実感です。そんな仲間とリラックスできる生活スペースには、いろいろな個人用の持ち物があり、道具類や季節の変化に合わせた衣類など、着がえ用の持ち込みも含めて私物を管理するスペースが必要です。

ロッカーがあるとはいえ、さらに置き場所や保管場所も必要です。1年から4年の学年が違う複数の子らに対して、毎日の衛生管理のための備品や安全確保のための備品などさまざまなものもあります。特に夏季休業中は、長時間安心して過ごせるように細やかな配慮が求められ、消耗品、長期使用の備品などが加わります。

このような子供の生活場所において、備品の更新はどのように対応されているのかについて質問します。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 備品の更新対応についてお答えします。

留守家庭児童教室の備品については、特に整備基準はありませんが、各教室の指導員の意見を参考に必要と思われるもの、例えば冷蔵庫、湯沸かしポット、掃除機、カーペット、クッションマット、整理棚、げた箱等を配置しており、老朽化した備品については、予算の範囲内で修理、交換、補充を実施しています。

また、昨今の気象状況に対する環境整備や、特に児童の安全確保が必要な場合など、特別な対応が必要な場合もあると思われま

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 結局、家族の迎えまでの居場所が学校や公民館にあるわけですから、帰宅後、自宅で過ごす生活空間に必要とされる物品は最低限用意されなければなりません。年間を通して長時間を子供とともに過ごす指導員は、生活備品の老朽化や消耗の程度について熟知され、健康と命を守る使命感を持って最大の努力をされていることは理解できます。答弁内容からも予算の範囲内という限定はあるものの、備品の要望には対応されていることがわかりました。

4つ目の質問です。

全国的に留守家庭児童教室を利用する親が増加している中、支援員の対応や行政のサービ

スのあり方など、利用者としてどのように受けとめられているのか。保護者の思いを知るとは、質の向上や対応には欠かせない大切なことです。改めて直接対応されている職員の方々は、何らかの形でそうした声を把握されていると思います。

4つ目は、保護者の声をどのように把握し対応されているのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 保護者の声の把握と対応についてお答えします。

保護者の声の把握については、指導員を通じての保護者の話や各種会議の席で話題となったこと、また利用者募集の説明会や申し込み受け付けの際に伺う話など、保護者の声の把握に努めているところです。これ以外にも市長が懇談会の席で伺うなど、臨時的にお話を聞く場合があります。

伺いました御意見や御要望については、運営上、児童の安全性にかかわるものについてはすぐに対応し、急を要しないものについては、予算編成の過程で対応を検討しています。

例えば保育園保護者会連合会の役員の方々と意見交換を行った際に、留守家庭児童教室の対象を6年生まで実施してほしいという要望があり、早速翌年の平成27年度に中有知教室で、平成28年度からは全ての教室で夏休み限定ではありますが対応をいたしました。

また、昨年、中有知遊童館において、エアコンが猛暑に追いつかないと指導員から連絡があったため、扇風機と冷風機で応急対応を行い、今年度エアコンの追加設置を行いました。

なお、現在の大きな問題として、利用時間を長くできないかという要望をいただいておりますが、指導員の確保に非常に苦勞をされており、実現に向けての課題となっております。今後、自己負担の増額も含め、子供のために、また子育て支援の充実のために何をすべきかということ考えた上で検討を進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 保護者の声の把握は、機会を捉えて逐次行われていることを知りました。また、それに対する対応も抜かりなく行われ、声を届ければ対応につながることを保護者は理解し、安心されていると思いました。

環境整備については、子供や保護者の声のもとになり、指導員の声と重なれば予算は確保されると確信しました。利用時間帯の延長の要望は人数的には余り多くはないと思いますが、働き方の多様性との関連から、いずれは対応しなければならない要望かと思われまます。課題はやはり指導員の確保です。

1点目の最後になります。5つ目の質問です。

週に1日は放課後子ども教室が開かれ、留守家庭児童教室からも児童が参加している。その状況はどのようなかについてです。

留守家庭児童教室と名称がよく似ていて混同されやすい放課後子ども教室ですが、昨年10月に市教育委員会の担当で開始されました。この教室には、留守家庭児童教室から通う児童もいることから、どのような状況になっているのか。特に大矢田教室は、ただでさえ狭い教

室がわずかな通路を隔てて設けられていて、一体どうなっているのかという声も聞かれました。今後はどのように関係させるのか、開設日の人の動きや教室の様子など、状況について詳しく知りたいです。答弁をお願いします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 放課後子ども教室が開かれている際の留守家庭児童教室の状況についてお答えします。

昨年度から放課後子ども教室が大矢田小学校区及び中有知小学校区において開始され、今年度も大矢田小学校区では6月18日から毎週火曜日に、中有知小学校区では6月17日から毎週月曜日に開催されております。

放課後子ども教室が開催されていない日の留守家庭児童教室の利用者数は、大矢田教室は1日平均19人、中有知教室は43人となっておりますが、放課後子ども教室が開催された6月と7月の留守家庭児童教室の利用状況については、大矢田教室では5人から6人でありましたので、留守家庭児童教室利用者のうち、13人から14人、約7割の児童が放課後子ども教室に参加したものと見込まれます。

また、中有知教室では37人から39人でありましたので、放課後子ども教室へは、留守家庭児童教室利用者のうち4人から6人、約1割の児童が参加したと見込まれます。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁によって、特に大矢田教室の実態から子供たちが求めている願いを知ることができました。2つの子ども教室の参加数を比較すると、利用空間が中有知教室とは対照的です。場所は手狭で、しかも遊び場所がない大矢田教室の子らは、少しでも広い空間と遊び場所を求めているのです。子供の心理そのものを伝えていきます。子ども教室の地域の方とのかかわりや活動内容が、子供本来の遊び心呼び覚ましているのかもしれない。

大矢田校区の留守家庭児童教室のスペースは、今後利用者数がふえればさらに狭くなっていくことを、これまでも継続して指摘し続けてきました。しかし、地域全体の児童数の増加の見通しはよほどのことがない限り期待できません。したがって、新しく建物をつくることは無理な注文になります。不十分な環境の中で指導員の先生方は子供の心に寄り添い、保育の観点を基礎に据え、子供たちを守り育てられています。子供たちは異学年の共同生活の場所を通して確実な成長を残してきました。

放課後子ども教室が通路を隔てた中ホールで週1回開催されています。今回、このような結果を通して、美濃市の将来を背負って立つ児童の健全育成の観点から、保護者の声をもとにして、次の5点を提案いたします。検討をよろしく願いいたします。

1. 基準以下になっている大矢田教室のスペースの課題解決に対して、地域行事の支障を来さない範囲で子ども教室で使用している中ホールの使用を許可する。あわせて、今使用中の老朽化した机・椅子を、準備、片づけに時間をかけずに済む、しかも安全を確保できる新しいものに交換し、活用できるようにする。

2. 指導員の随時募集の条件には65歳の年齢制限があります。定年退職されても多くの人は延長して働き続けています。年齢制限を引き上げて70歳、もしくは75歳までの元気な高齢者を対象にする。

3. 使用年数が長ければノミやダニ防除の衛生面からも注意しなければならないものにカーペットがあります。状態を確認し交換をする。

4. 最近の夏場の高温続きの気象変動は、年齢を問わず健康への影響を及ぼしています。停電で空調設備が作動せず、命の危険にさらされたといった報道もありました。これまでの点検の時期を確認し、空調設備や水道設備などの保守点検は、子供が在室しない時間帯に行う。

5. 美濃小を除く教室においては、不審者侵入の危険経路を点検し、特に牧谷教室ですが、自然災害時の避難訓練など、防災の危機意識を高めるための訓練を行う。

以上の5点です。

2点目の質問になります。

学校、家庭、地域連携協力推進事業である放課後子ども教室、土曜の教育活動についての質問です。

1点目の留守家庭児童教室とよく似ているのですが、こちらの事業の担当は教育委員会になっています。対象は小学校児童で、放課後や休日の過ごし方にかかわっています。国の補助事業で昨年度の事業費は141万1,000円でした。放課後子ども教室には御近所の子供も参加していて、気軽に小学生なら誰でも入れるということから、ちょっとした人気にもなっています。

休日の教育活動とよく似ていますが、過去には美濃市子ども創造館事業ですとか、放課後ランド事業など、各地域や複数の場所で各種団体の協力を得て活動が行われ、県の施設である森林文化アカデミーによる美濃学や木育の普及啓発活動も行われてきました。

さて、今回放課後子ども教室では、地域の方々が活動にかかわることによって、子供の姿が周囲の人々に話題となって広がっています。

1つ目は、放課後子ども教室の開設から今日までの実態はどのようなかについてお尋ねします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、こんにちは。

それでは、放課後子ども教室の開設から今日までの実態についてお答えをいたします。

先ほどの質問の答弁にもありましたように、放課後子ども教室は、放課後における子供の居場所を地域で創出する事業として、昨年10月に大矢田小学校区と中有知小学校区で開設いたしました。

昨年度については、大矢田小学校区では毎週火曜日に、中有知小学校区では毎週月曜日にそれぞれ週1日開設をいたしました。開設日数と登録者数は、大矢田が18日間で1年生から6年生までの30名、中有知が16日間で、同じく1年生から6年生までの65名となっております。

す。1日当たりの平均参加者数は、それぞれ20名と36名でございます。

本年度については6月から開設し、夏休み期間を除いて来年2月末まで開設する予定です。昨年度に引き続き週1日開催で、大矢田は毎週火曜日に21日間、中有知は毎週月曜日に25日間開設いたします。

現時点の登録者数は、大矢田が1年生から4年生までの31名、中有知が1年生から6年生までの33名となっています。6月、7月の1日当たりの平均参加者数は、大矢田が5日間で30名、中有知が4日間で29名です。

主な活動内容としては、折り紙や塗り絵、積み木など、昔からある遊びをしたりするほか、デッサンや切り絵による時計づくりなどの創作活動や、ギターやバイオリンによる演奏の鑑賞会、手話の勉強や説法を聞いたりするなど、さまざまな活動に取り組んでおります。

[6番議員挙手]

○議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。

○6番(永田知子君) 今年度に入ってから登録者数も示していただきました。中には留守家庭児童教室から放課後子ども教室に通う子どもも多く含まれていることが確認できました。大矢田教室では、両者が同じ公民館内で活動していることが、参加人数をふやしている理由かもしれません。昨年度の1日平均の参加者数の割合は、中有知小の全児童の約14%、大矢田小の約18%の子供が参加しています。スタートしたばかりの4カ月間でしたから、今後事業の趣旨がより周知されれば、参加者も増加すると思われまます。仲間や地域の人と一緒に、いろいろな遊びに参加できる児童をどうしたらふやせるか、私たち市民サイドでも大いに工夫しなければならぬと思っております。

2つ目の質問に移ります。

2カ所で開設された放課後子ども教室は、学校とは別の場所で複数の児童が集まり、活動しながら放課後の時間をともに過ごすわけですが、これまで行われてきた計画的・組織的な事業とは、何か違うように思われます。

私の住む大矢田地区の教室に参加している子供たちからは、週に1回だけの子ども教室ですが、生き生きとした表情が見てとれ、楽しく過ごせた満足感が伝わってきます。家では味わえないような大人とのかかわりや、学習とは違う活動の内容が安心感や充実感につながっているように思います。

あることがきっかけとなり、子供たちの毎日の生活がどうなっているのか考えさせられました。子供たちは学校や家庭でもしなければならぬことに追い立てられ、自然や自由の感覚を養う遊びまで奪われてしまっている現実を直視しなければならぬことに気づかされます。後を絶たない子供のいじめや自殺、虐待など、その対策を練る前に、人間の成長過程において基礎的かつ不可欠な子供の遊びや放課後の集いの場を見直し、地域との連携の中で生きる力を育むことに、私たち大人が目を向けなければならぬと思っております。

2つ目の質問は、放課後子ども教室はどのような組織で運営され、どのように活動計画を策定しているのかについてです。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 放課後子ども教室の運営組織と活動計画の策定の方法についてお答えいたします。

放課後子ども教室は国の補助金を受けて実施しており、その運営体制については、国の基準に沿ったものとなっております。具体的には、事業全体を統括的に把握し、校区ごとの特性に合わせた活動運営ができるよう助言や指導を行う統括コーディネーターを1名、教室ごとの活動プログラムを計画し、市との連絡やスタッフの調整を行う地域コーディネーターを各教室に1名、活動運営の中心であり、活動プログラムを進め、活動日報等を市へ報告する協働活動支援員を、こちらは現在地域コーディネーターが兼務をしておりますが、各教室に1名配置しております。そして、それぞれの教室で活動の準備や子供たちの見守りの支援等を行う協働活動サポーターを3から4名配置しております。活動サポーターは登録制で、大矢田小学校区と中有知小学校区で合わせて10名の方に登録していただいておりますが、9月からは新たに高校生2名も加わり12名となりました。

なお、地域コーディネーター、活動支援員、活動サポーターは毎回教室に参加しておりますが、統括コーディネーターは、地域コーディネーターからの報告により事業全体を把握し、必要に応じて教室に参加したり、活動支援員や活動サポーターにアドバイス等を行ったりしております。

活動計画については、地域コーディネーターが月ごとに策定しており、その中身については、子供たちの参加意欲を高めるとともに、子供たちが楽しんでできることや、そこにサポーターがどのようにかかわっていくのか等を考慮しております。

また、毎日の活動終了後は、活動支援員や活動サポーターで一日の振り返りを行い、子供たちが集中してできたことや、注意しながら進めたほうがよいことなどを話し合い、そこで出た意見も活動計画の策定に反映させております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 組織と運営、活動計画についての概要を知ることができました。子供の活動状況から、子ども教室はあくまでも放課後を過ごす場所であり居場所です。放課後子ども教室について、文部科学省は全ての子供を対象にして、安心・安全な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を設ける、このように述べております。

ここで、地域の方々の中には子育てに参加し、つながりをつくることを惜しまない人生経験豊かな方々がおられます。希薄になってしまった地域での子供、青年と大人、高齢者の関係を体験や交流活動に参加しながらつながりを形成しつつ、大人と子供の関係をよみがえらせ、つくっていくことが求められます。また、サポーター活動を通して、地域の活性化や高齢者とのつながりへと結ぶことができる最適な事業だと思います。

しかし、ここで留意することは、放課後子ども教室の活動が学習化、教育化に傾けば趣旨

に反することになります。あくまでも参加する子供の要求に応える活動が期待されるところです。また、集団の居場所としての生活ルールは必要です。しかし、身につけることが目的になってはいけません。今後の活動内容については、室内にとどまらず、自然とのかかわりや体を動かす異年齢集団の外遊びや、地域サポーターの昔遊びの提案などもあっていいと思います。計画が立てられる段階で、そうしたニーズに応じることが子供の参加を促していく重大な要素となります。そこでしか味わえない多様な活動内容を大人たちも求めています。

活動後に一日の振り返りをされています。その日の様子から子供たちの目の輝きをはかる場にしておられることがわかりました。子供たちの願いを酌み取り、整理し、活用される大切な時間と受けとめました。

質問の3つ目です。

地域の方々とのかかわりを持つこの事業ですから、子供はかかわっていらっしゃる大人の一人や二人を知っているかもしれません。あるいは印象に残る活動を通して、教師でもない、親でもない、しかし、興味深い人とのかかわりが帰宅後の話題になることも予想されます。

回数は少ないながら、無料で受けられるサービスは保護者にとっても都合よく、さらには子供たちが楽しく時間を過ごす姿から、楽しませているのは何なんだろうという関心も高まっているはずです。

開設されて2年目に入りました。去年はわずか4カ月の試験的な取り組みでしたが、今年度は既に6月から進められています。市内の校区は5カ所ですから、いずれ条件が整えば他の地域でも地域に合ったスタイルで開設されていくのではないかと想像しています。

そこで、地域や保護者の反応はどのようなかに対する答弁を願います。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 地域や保護者の反応についてお答えをいたします。

放課後子ども教室は、地域住民が見守る体制の中での子供の居場所づくりを目指しております。こうした活動を継続していくためには、活動支援員や活動サポーターとの関係者が無理のない範囲で、みずからも楽しみながら参加できることが第一と考えております。そして、地域の中でも本事業について理解や関心を高めていただき、少しでもサポートしてもらえる方をふやしていくことが必要だと考えています。

そうした点では、昨年10月の事業開始以降、地域の方々の中から少しずつではありますが、サポーターとして登録する方もふえており、当初は8名でしたが、現在では12名となりました。家族のようなかかわりの中で児童を見守っていただき、それを自身の生きがいとして感じている方もお見えになり、またこうした方からの口コミで登録する方もお見えになります。

保護者からの意見としては、子供が放課後子ども教室に行くようになって新しい友達が登場した。地域の人に挨拶ができるようになった。放課後子ども教室を話題にして家庭での会話がふえたなど、放課後子ども教室の取り組みについて好意的に捉えられております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁から確かな構えで臨まれているということがよくわかりました。まず現在の関係者が無理なく、楽しみを享受しながら参加することを第一とされていることをもとに、年度ごとにしっかり事業を見届け、できれば長期の10年先につなぐ主要な取り組みにすることを願っております。地域の手応えの大きさにも驚かされました。活動を重ねることで子供が成長し、変化してきたことはうれしい報告です。家庭での会話、地域の人への挨拶など、子供の姿が地域の活性化にもなっています。特に高齢者の生きがいとして受け取られていることは事業の趣旨そのものです。

今日的課題の子供、青年と大人、高齢者のつながりをこの取り組みを通して取り戻しつつあると思わずにはいられません。子供が人と人をつなぐ重要なかなめであることを教えられました。子供自身も楽しさを味わい、笑顔で帰る姿は、みずから学んだ喜びになっていると確信します。

4つ目の質問です。

放課後子ども教室と並び、もう一つ上げられている土曜の教育活動についての質問です。

地域ぐるみで子供を支え、活性化を図る土曜の教育活動とはどのような活動か。学校、家庭、地域社会が相互に連携し合っこそ、子供は自然や社会、生活面でのさまざまな経験を重ねることができます。成長期の多様な経験を通してみずから学び、みずから考える力、豊かな人間性など、生きる力が育まれていきます。痛ましい出来事が後を絶たない背景に、学校中心、授業優先の生活で、子供のライフバランスにひずみが生じて追い詰められている状況があると思われま。

忙しくさせられている子供たちの日常ですが、この事業は土曜日に位置づけられています。これまでも事業名は異なるものの、親子や地域の人々との連携で休日を活用したものづくりが継続して行われてきました。ところが地域の人とのかかわりだけでなく、家庭での豊かな親子のかかわりさえも十分とは言えない今日です。多様な働き方が地域行事への参加も見つけにくくさせています。

このような社会変化の中で、地域ぐるみ、地域の活性化を目指す活動はどのように展開されたのか詳しく知りたいところです。答弁願います。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 土曜の教育活動の活動内容についてお答えいたします。

この事業は、放課後子ども教室と同様に地域の方々が活動のサポーターとして参画し、地域ぐるみで子供を支える仕組みの構築と地域の活性化を目指すもので、昨年度から始まった事業です。

活動内容は、木をテーマとしたワークショップを市内7地区の公民館で開催するもので、運営方法や活動の進め方については、一昨年まで実施してきた「みの木育寺子屋」事業を承継するものでございます。

ワークショップで制作する作品は、地域の皆さんとの話し合いで決められ、作品づくりの指導やお手伝いは地域の方々にも参加していただきます。参加者は小学生が中心で、昨年度

は計8回開催し、延べ120人に参加していただきました。

本年度については、夏休み前に上牧公民館で11名が参加して箱眼鏡づくりを行ったほか、大矢田公民館で13名が参加して地域の伝統行事に合わせたあんどんづくりを行いました。また、今月には藍見公民館で10名が参加して道具箱づくりを行いました。今後はこれ以外の地区公民館で鳥笛づくりや宝箱づくりなどを行う予定であります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 既に今年度市内の3カ所で実施済みの取り組みであることがわかりました。木育と言えば、美濃市は自然に恵まれ、緑豊かな市であることが大きな魅力の一つになっています。先ほど複数の議員の方からもお話がありましたように、市の約80%が森林山地であります。かつては生活必需品であった炭焼きなども生業として営まれていたと聞きます。この活動は木を使ったものづくりであり、地域力がつくる作業の原動力となっていることがわかります。場所が市内7地域の公民館になっていて参加しやすい事業です。

昨年の地域の文化祭で稲わらを使ったわら草履が作品として展示されていきました。自然物を材料として活用し、生活に生かす道具をつくることは、今後も引き継ぐ価値あることと思います。ものづくりの知恵は、遠い昔の先輩たちによって蓄積された大切な財産です。和紙の技術伝承に限ったことではありません。せっかくの機会をもっと多くの参加者で埋めたいと願うのですが、周知は美濃市のホームページでしょうか。いろいろな催し物を知らなかったという人が結構いらっしゃいます。PRの方法をさらに工夫したいです。

最後、5つ目の質問は、土曜の教育活動を通してどのような効果が得られたかについてです。

平成30年度以前は、事業内容は生涯学習の推進として扱われ、ものづくりの活動に取り組んできています。昨年も地域の人々の力によって推進されました。学校、家庭との連携は当然ながら、特に地域連携協力推進の視点からどのような効果が得られたのでしょうか。答弁願います。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 土曜の教育活動を通じた効果についてお答えをいたします。

土曜の教育活動は、放課後子ども教室とは違って開催日時が土曜日、あるいは日曜日のため、親子でも参加できる点が特徴です。また、のこぎりや玄能など、普段あまり手にすることが少ない道具を実際に使いながら作品づくりに挑戦する点も特徴です。

作品によっては難易度も高く、親子で参加することで一緒に作品をつくり上げる楽しさを味わえたことや、今までに使ったことのない道具を使えたこと、それを大人から教わったことがうれしかったことなど、参加者からは活動に満足している意見が寄せられております。

一方、活動のサポーターである地域住民の皆さんは、木を使ったものづくりに精通された方も多く、道具の使い方などを丁寧に子供に教えたり、あるいは休憩時間等を利用して、昔の遊びや地域の歴史や文化、こういった話をしたりと、単なる活動のサポーターとしてだけ

ではなく、地域の先生としても活躍されております。

こうした取り組みにより、地域の皆さんからは土曜日の教育活動に対し、地域への理解と関心を深めるきっかけに役立っている、地域をつなぐきっかけに位置づけられてよいなどの意見をいただいております。また、自分が有する技能を再び生かすことができた等の意見も寄せられており、土曜の教育活動は、子供の居場所づくりだけでなく、生きがい対策や地域の活性化にも効果をあらわしていると考えております。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） この事業がなぜ土曜日なのか理解できました。美濃市の産業は製造業が約半数を占めています。ものづくり活動を特化して体験型観光客の誘客を狙ってもいいのではないかと思いました。忘れ去られていくに違いない道具を民具として、ただ保管展示しておくだけではなく、活用しながら受け継いでいく事業の一例かと思えます。親子によるものづくりは、放課後子ども教室で扱われてもいい取り組みかと思えます。

世代を超えたつながり意識につながったという市民の声から、市内全域を対象にした年間計画を立てて広報し、各地域の展開と並行させて、どこでも参加可能な市民ものづくり活動を定期的で開催すれば、美濃市の文化的なイメージにつながると確信します。

そこで、最後ですが、次の2点について提案をいたします。検討願います。

1. 第6次総合計画の中に、次の2つの事業を位置づける。

1つは、放課後子ども教室の位置づけです。2つ目は、高齢者や地域の活性化を図る狙いで、木育・ものづくり市民活動として生涯学習に位置づける。

2. 放課後子ども教室の推進に当たり、サポーターを含めた関係者による合同会議を定期的で開催し、2つの教室の情報の共有化を図る。

長い時間、何点かの検討事項を提案して、私の質問を終わります。

○議長（古田 豊君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時15分から会議を開きます。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時15分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、2点の一般質問を一問一答で行わせていただきます。

1点目は、さきの統一地方選、そして参議院選における投票率の向上について、2点目は交通安全対策についてであります。

まず、1点目の統一地方選、参院選における投票率向上について伺います。

本年は4年ごとの統一地方選と、3年ごとの参議院選挙が重なる12年に1度の選挙が行わ

れました。選挙期間中には、台風や大雨など被害が相次いだこともあり、投票率に影響を及ぼしたかもしれません。

第25回参議院選挙、選挙区の投票率は48.8%、前回の2016年参院選の投票率54.7%を5.9ポイント下回っております。衆議院・参議院の国政選挙として過去最低だった1995年、平成7年参議院選挙での投票率が44.52%、それ以来の24年ぶりに投票率が50%を割り込む、同年に次ぐ低い水準になってしまいました。

本市においても、このたびの参議院選挙、選挙区投票率は53.3%で、前回の平成28年参議院選挙を6.82ポイント下回った結果となりました。

そして、統一地方選、美濃市議会議員選挙においても投票率は60.96%で、前回平成27年の市議選を4.26ポイント下回った結果でありました。

このように、近年は投票率の減少は当たり前のようになっております。市民である有権者の数の減少や有権者の皆さんの市政、国政に興味がない、または期待していないなどの理由はいろいろ考えられます。

本市でも投票率の向上のため、さまざまに対応してまいりました。本年の選挙では、臨時期日前投票所を設置しております。そして、期日前投票所への「のり愛くん」往復料金の無料化を実施しております。これらの対応の取り組みは投票率にどのような効果をもたらしたのか、選挙管理委員会にお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 選挙管理委員会事務局長 瀨瀨敬久君。

○総務課長・選挙管理委員会事務局長（瀨瀨敬久君） 皆さん、こんにちは。

統一地方選、参院選における投票率の向上についての御質問の1点目、投票率の向上を図るための地区臨時期日前投票所の設置や期日前投票所への「のり愛くん」往復料金の無料化はどのような効果をもたらしたかについてお答えをいたします。

選挙制度は、これまで投票率向上のためにさまざまな改正が行われてまいりました。

具体的な改正内容といたしましては、平成10年の投票時間の2時間延長、平成15年の期日前投票制度の創設、平成28年の選挙権年齢の引き下げなどがございます。

当市におきましても、投票率の向上のため平成29年の衆議院議員選挙から「のり愛くん」往復料金の無料化を開始し、平成30年の市長選挙からは地区臨時期日前投票所を開設し、期日前投票の機会をふやすことで投票環境の改善を図ってきたところでございます。

しかし、ことしの統一地方選挙及び参議院議員選挙における臨時期日前投票所での投票者数はいずれも200人から300人ほどで、また「のり愛くん」の利用者数は35人ほどと、どちらも期待していた人数より少ない結果でありました。

今まで、こうした取り組みについては広報紙やホームページ等で周知を行ってまいりましたが、今後はより多くの方に利用していただけるよう、特に対象者となる高齢者の方への周知方法について検討し、投票率の向上に向けて努力してまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

続いて、今回の第25回参議院選挙、選挙区の全国の18歳、19歳の投票率が総務省のほうから公表されております。

18歳は34.68%、19歳は下がりました28.05%にとどまっております。18歳・19歳を合わせた投票率の平均は31.33%となり、全体の48.8%を17.47ポイント、大きく下回っております。

本市においての10代の投票率も30%台と見られますが、若い人たちのために平成28年から18歳に引き下げられた選挙権です。その権利の行使を放棄させないよう、選挙に無関心にならないようにしていかなければなりません。

この10代の低い投票率の数値をどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 選挙管理委員会事務局長 瀬瀬敬久君。

○総務課長・選挙管理委員会事務局長（瀬瀬敬久君） 御質問の2点目、今回の参議院選挙区の18歳・19歳を合わせた総務省発表の投票率が31.33%で、全体の投票率よりも17.47ポイント下回るが、この数値をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

選挙の投票率は、国政選挙、地方選挙ともに低下傾向を続けており、特に若い世代の投票率は他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっております。

そのため、平成28年、選挙を通じて政治や選挙に関心を持ち、将来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたいという思いから、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

しかし、7月の参議院議員選挙における本市の10代の投票率は33.07%と、総務省が発表した全国の速報値31.33%より若干高いものの、全体の投票率を大きく下回る結果となり、美濃市の若い世代の政治への関心が低いという結果に憂慮しているところでございます。

今後は、若い世代が政治に興味を持ち、少しでも投票率が向上していくよう啓発方法などを検討していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

私は開票立会人を毎回のごとくやっております。有権者からの生の一票一票をしっかりと見ることができます。中には震えるような文字で書いてある票もあり、そして最後がひっくり返っているような文字、本当に判読しがたい文字があります。このような貴重な一票、これを有権者に放棄させないように選挙管理委員会のほうでも、高齢者、そして若者に向けての啓発に励んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

2点目は交通安全対策についてであります。

本年も9月21日土曜日から9月30日の月曜日にかけて、秋の全国交通安全運動が始まります。

平成21年から平成30年の10年間、交通事故発生数は減少傾向であります。

しかし、交通事故での死者数はここ3年間、横ばい状態で続いております。昨年、県内で91の方が亡くなっております。そのうち高齢者の死者は56人、全死者のうちの61.5%を占め、特に目立った数値であります。

また、高齢ドライバーの死者は減少しているものの高齢ドライバーのかかわる死亡事故は年々増加しております。

このような状況の中で、高齢者が加害者にも被害者にもならないために、高齢者の安全意識を高める必要があると考えております。

そこで1つ目として、本市では高齢者に対してどのような場で、どのような交通安全対策の教育を行っているのか、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 高齢運転者への交通安全教育はどのようなかについてお答えいたします。

議員のおっしゃられるように、昨年の県内の交通事故での死者数は91人で、亡くなられた方の61.5%が65歳以上の高齢者の方で、死亡事故を起こした運転者の31.8%が高齢者の方でありました。

このようなことから、高齢者を交通事故から守ることのみならず、加害者にならないようにすることも交通安全施策の重要な課題であると考えております。

そこで、平成29年度に関警察署が中有知地区で開催した高齢者交通安全大学校が好評であったことから、高齢者を対象とした交通安全教室を各地区で開催するようになりました。

昨年度は下牧地区、大矢田地区、上牧地区でシニアクラブメンバーを対象に交通安全教室を開き、約60の方が交通安全講話や歩行者シミュレータ体験などで交通事故防止について意識を高めていただきました。

なお、上牧地区の教室では高齢運転者の事故防止対策として、特設コース上を自分の車を運転して、自分の運転能力を確認していただくことも実施しました。引き続き、今年度も高齢者を対象とした交通安全教室を開催する予定でございます。

また、シルバーセーフティ・アドバイザーとして岐阜県警から7の方が委嘱をされており、街頭や家庭訪問などで高齢者の方への個別指導や、高齢者の各種会合などでの交通指導を行っていただいております。今後とも、関警察署やシニアクラブなど関係団体と連携を図りながら、高齢者に対する交通安全活動を行ってまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

高齢者の70歳以上のドライバーは高齢運転者標識である（通称）高齢者マーク、または四つ葉マークの表示に努め、一般のドライバーに認識していただくことが重要であります。

また、一般のドライバーは、この四つ葉マークの車に対して、幅寄せや割り込みなどを行わず、思いやり運転を心がけていただきたいと思います。願っております。

人は加齢などに伴い動体視力や明暗順応や反応速度など、身体機能は低下していきます。多くのドライバーは運転免許の返納を自分で決めたいと思っております。自分の運転が本当に安全なのかどうかを自分で気づくような方策が必要だと思えます。

そこで、2つ目として運転に不安のある高齢ドライバーへの対策はどのようなか、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 運転に不安のあるドライバーへの対策はどのようなかについてお答えします。

運転に不安のあるドライバーの数や割合はわかりませんが、美濃市民で免許を返納された方は平成30年に51人、平成29年に56人、平成28年に28人あり、免許を返納するしないという判断を迫られている高齢者や家族の方は相当数あると思われまます。

また、75歳以上の方の運転免許の更新時には、認知機能検査や高齢者講習が義務づけられ、医師の診断によっては運転免許の停止・取り消し処分となるなどの制度改革も行われています。

本市といたしましては、高齢運転者が交通事故を起こさないためには、まずは自身の運転能力を自覚していただくことが重要だと考えております。先ほども申しましたとおり、昨年度の交通安全教室では、自分の車を運転して特設コースを走っていただき、自身の運転能力を確認していただく講習を開催いたしました。

さらに、今年度は「もの忘れ相談プログラム」「クイックキャッチ」などの検査機器を使用して運動反応チェックのメニューも取り入れる予定でございます。

このように、交通安全教室のカリキュラムの中で、自身の運転能力や加齢に伴う身体機能の変化を自覚していただいた上で、運転に対するアドバイスを受けることで、運転免許返納の可否などを考える機会としていただこうと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

秋の全国交通安全運動では、これから年末にかけて日没時間が早くなってまいります。それとともに夕暮れ時から夜間にかけてのいわゆる魔の時間帯、午後4時から午後8時において、重大な事故につながる交通事故が多く発生する傾向にあります。県内では、高齢者の歩行中の交通事故や自転車での交通事故は、この時間帯に多いそうであります。

この魔の時間帯では、歩行者や自転車利用者の方々は明るく目立つ服装や反射材用品を利用して、自分の存在を知らせるようにしていただきたいと思っております。

最後、3つ目の質問ですが、本市においては交通事故の多発しやすい魔の時間帯への取り組みはどのようなかお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 交通死亡事故の発生しやすい魔の時間帯への取

り組みはどのようなかについてお答えいたします。

歩行中、自転車乗用中の死亡事故は、夕暮れどきと夜間に発生することが多く、特に午後4時から午後8時に集中しており、その時間帯は魔の時間帯と呼ばれております。

岐阜県内では、高齢者の歩行中、自転車乗用中における死亡事故の45%がこの時間帯で発生しております。幸いなことにここ数年来、当市ではこのような事故は発生しておりませんが、市といたしましては毎年交通安全運動期間中に交通指導隊、女性交通安全委員、関警察署、中濃地区安全協会の皆さんと交通安全キャンペーンを行い、ドライバーには早目のヘッドライトの点灯を、歩行者には安全確認と反射材の着用を呼びかけており、魔の時間帯と呼ばれる交通事故発生の抑制に努めております。

今後とも、関警察署や関係団体と連携を図りながら、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ってまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

これまで美濃市の発展に頑張ってもらいました高齢者、この方々の交通事故による死亡のないように、安心・安全にこれからも暮らしていけるように、市のほうでも交通事故防止の啓発をよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

こんなに暑い季節というのはずうっと経験したことがないようなこんな中で、本当に異常気象なのかなという中で私たちが今、生活しているというふうで大変な時代になったなというふうに思っております。

私は今回、発言通告書に基づきまして3点の質問を行いたい、このように思っております。

1つは、美濃市の防災体制について、もう一点が中島遊水地と洪水対策について、最後が中央公民館の利便性の向上について、この3点について質問をさせていただきます。

昨年7月5日から8日におきまして、またこの美濃地方も豪雨に遭いました。そうした中で、かなり美濃市も被害があったわけですが、その翌月、翌々月の9月28日に日本共産党の美濃市委員会は災害・防災について、市の担当者と懇談を行いました。

被害実態などについてお聞きしたり、その対策なども話し合ってきましたが、そのときは床上浸水が14、床下が1件、一部破損が1件、工場などが16件、農地被害2カ所、山地被害1件、林道被害2路線、こういったことでした。

ちょうど、この災害のときに私どもの藍見地区ではこういったことがありました。

避難準備・高齢者等避難開始で藍見小学校へ避難しようとしたが、まだ避難所が開所され

ていなかった。極楽寺地区では、自治会と消防団が増水した谷川の取水場の板を外して土のうを積むようなことをやった。横越地区では、自治会役員と民生委員が中心になって避難所を開所し、高齢者やひとり暮らしの方に声をかけ、大谷川の氾濫で車道に水があふれている中を車で避難所まで連れてきた。自治会役員と民生委員の方は、この3日間、避難所の中で徹夜で災害に対応してまいりました。

また、笠神地区では、増水のため小学校の避難所に行けなく、やむを得ず避難所には指定できないお寺に避難されました。避難所を自治会が中心となって開所し、その後市の職員が派遣されてきましたが、避難受け付け名簿、水、毛布、食料など公民館には備えがなく、慌てて職員が防災センターへとりに行く、こういったこともありました。

以前は、増水したときにパトカーとか消防車が頻繁に巡回してくれたが、今回は全くその様子が聞こえなかった。公民館に避難したが、テレビもラジオもなく豪雨の状況などがどうなっているのかわからなかった。水没した道路への車両の進入を防ぐため、自治会役員が雨の中、警備していた。地域コミュニティーの職員は、その当時は正規の職員は避難所開設の業務の責任がなく、正規の市職員が到着しないと避難所開設ができなかった。

また、毛布を使おうとしたが、カビ臭かった。洋式トイレがなく不便だった。

これらは、ほんの一握りの昨年の例ですが、深夜で豪雨の中、情報もなかなか入らなく、河川の付近の方や山裾にお住まいの方々は本当に心細い気持ちになられたと思います。そのような災害に対して、美濃市地域防災計画は災害対策基本法第42条に基づき作成されていますが、美濃市防災訓練のさらなる充実と実践的訓練が必要と考えますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 美濃市の防災体制についての御質問の1点目、防災訓練のさらなる充実と実践的訓練が必要と考えるが、いかがかについてお答えいたします。

美濃市では、地域防災計画に基づき住民の防災意識の高揚と災害時における防災行動力の向上を目的に、大規模災害を想定した総合防災訓練を毎年実施しています。今年度は9月1日に大矢田、藍見地区において、大矢田地区では大規模地震を、藍見地区では集中豪雨による水害という地域で最も発生すると思われる被害想定により防災訓練を実施しました。

市の訓練には地元自治会を初め消防団、消防署、建設協力会、社会福祉協議会、赤十字奉仕団など総勢31団体、約1,000名の方に御参加いただき、避難訓練、救護所訓練、救命救急訓練、ボランティアセンター開設運営訓練などさまざまな訓練を実施しました。

今年度の新たな取り組みとして、大規模地震発生後、直ちに市役所近隣に住む市職員が登庁し、防災中央コミュニティセンター内に災害対策本部を設置する訓練を行いました。これは災害時に初動対応としていち早く登庁した職員が順次防災体制を整え、情報収集、連絡調整、避難支援等を通常の職務を超えて柔軟な対応がとれるよう訓練を実施したものであります。

実践的な訓練としましては、水害や土砂災害の場合には事前に状況が把握できるため、早

目の避難行動、避難場所の開設、要配慮者の安否確認訓練などを、また地震の場合にはまず身の安全を守る、火の始末、初期消火、非常袋持ち出し訓練などが考えられます。

また、現在、市の防災訓練に参加した自治会、関係機関に訓練に対する意見や改善点などを伺っておりますので、今後いただいた意見を参考にしてより実践的な訓練を取り入れていきたいと考えています。

今後も多くの住民、関係機関の方に防災訓練に御参加いただき、防災意識の高揚に努めてまいります。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私たち市議会議員も総合訓練に参加しました。自治会を初め各団体の皆さんが本当に真剣に取り組まれている様子を目の当たりにしました。訓練の大部分が実践的な内容で本当に御苦労さまでした。

そういった中で、大矢田地区では給水車のホースから漏水があり大変だったとか、藍見地区での給水訓練が配付された給水用ビニール袋を満杯にせずに終わってしまったとかありました。災害に直面した場合を想定した訓練のさらなる充実を要望いたします。

次に、各自治会ごとに実施された防災訓練も同様に必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、各自治会ごとに実施された防災訓練も同様に必要と考えるが、いかがかについてお答えいたします。

美濃市では、先ほど申し上げましたように毎年総合防災訓練を実施していますが、これとは別に各地域において住民が主体となった防災訓練を実施していただくよう依頼しております。災害が起こった場合、まずは自分の命は自分で守る自助が一番重要で、これとあわせて地域住民の生命、財産を守るために助け合う互助の連携がなければ安全・安心を確保することができません。

各自治会に今年度の訓練実施状況をお聞きしましたところ、既に訓練を実施した自治会は6自治会、市の防災訓練に合わせて実施した自治会は、大矢田、藍見地区を含めて21自治会、今後実施予定の自治会は17自治会でありました。

市においては、自助、互助に基づく地域防災力の向上を図るため、今後も引き続き各地域の実情に応じた実践的な防災訓練の実施を呼びかけていきたいと考えています。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 昨年度は美濃小学校、美濃中学校で県の訓練と合同で防災訓練が実施されました。

また、美濃地区以外の自治会に呼びかけ49自治会で実施されましたが、今年度は44自治会と昨年度よりも減少しているように思います。美濃市には67の自治会がありますから、未実施のところもぜひ働きかけをお願いしたい。

また、実施された自治会の中には避難所へ行くだけの訓練だった、もったいない、自治会が中心になって行うのであれば市からもっと訓練方法を援助してほしい、こういった声も聞かれました。この点もさらに充実していただきたい、このように思います。

続きまして、美濃病院を初め介護施設、養護施設の防災訓練も必要と考えるが、いかがでしょうか。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の3点目、美濃病院を初め介護施設、養護施設の訓練も必要と考えるが、いかがかについてお答えします。

美濃病院においては、美濃病院災害対策マニュアルに基づき、毎年11月と3月に入院患者の避難訓練や多数の傷病者が発生した場合の治療優先度を決定するトリアージ訓練等を実施しています。

また、市の防災訓練にも参加していますが、今年度は大規模地震の発生を想定し、地震発生後、職員の安否確認を行うとともに、登院訓練、院内の状況把握を行い、災害対策本部設置訓練、エアートントによる仮設受け入れ所設置訓練のほか、市の訓練会場に設置した救護所から負傷者を受け入れる想定のもと、衛星電話を活用した交信訓練を実施しました。

介護施設等では法令等で避難訓練が義務づけられていますが、市内の特別養護老人ホーム、グループホームにお聞きしたところ、毎年、春と秋の2回訓練を実施されており、安否確認、避難訓練のほか、消防署職員の指導のもと初期消火訓練等を実施されています。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 先日の台風15号の被害によって、千葉県では16日現在でも今7万3,000戸が停電になっています。

先日、私は透析治療を受けられた方の全国の患者会、腎友会と申しますが、その患者さんから、透析治療に4時間ぐらいかかる、停電になったら本当に恐ろしい、そういった声が聞かれました。美濃病院でも停電時の対応等訓練が行われていると思いますが、さらに充実して、患者さん、市民の命を守っていただくよう強く要望いたします。

続きまして、防災士の関係で質問いたします。

総合防災訓練を藍見で行いましたが、そのとき訓練中に市民の方から、どうして美濃市は防災士の資格を持った人に防災訓練等を手伝わせないのか、このような意見がありました。こういった有資格者からの助言・指導により訓練を行うことが美濃市でも有効と考えるが、いかがでしょうか。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の4点目、防災士の有資格者からの助言・指導により訓練を行うことが有効と考えるがどうかについてお答えいたします。

防災士とは、防災に対する十分な知識・技術が備わっていることを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格で、令和元年8月末現在、氏名等は公表されておられません

が、市内には18名の防災士の方がお見えになります。

防災士の方は、家族や隣人、職場、地域の安全を守るために、平常時には防災知識・技能を生かした災害の備えや事前活動を、災害が発生した際には隣人、公的機関等と力を合わせ災害を最小限にとどめるための活動に取り組まれています。

市としましては、防災訓練、研修会等で指導・助言が必要な場合には、防災士機構にも派遣依頼をしてまいりたいと考えています。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 積極的な市民が、私が市議会議員であるということをわかっていてこうやって声をかけていただいて、美濃市もぜひ活用していただきたい、こういった意味合いで声をかけられた、そういうふうには思っております。ぜひ協力を依頼していただきたい、このように考えております。

続きまして、藍見地区の防災訓練のときに私は初めて見ましたが、マンホールトイレの用法が実演されました。この活用について、どのように考えておられるか質問いたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の5点目、マンホールトイレの積極的活用のために、市の施設、公園等へのマンホールの設置が必要と考えるかどうかについてお答えいたします。

大規模災害が発生し、断水等により水洗トイレが使用できない場合、長期の避難生活をするためには容量の大きなトイレの確保が必要とされ、下水道のマンホール上に簡易なトイレを設置し使用するマンホールトイレが、近年都市部を中心に普及しつつあります。

本市の災害時のトイレの対応としましては、防災拠点として整備された道の駅に避難生活用に48トンの水洗用タンクと、同じく48トンの汚泥貯留タンクを有した災害時対応トイレが整備され長期間の利用が可能となっておりますが、このほかには簡易トイレ34個とトイレ用凝固剤1,260個を保有しています。

現在、市としましては、災害時のトイレについては仮設トイレ、簡易型トイレの使用を考えておりますので、公園等へのマンホールトイレについては配備する計画はありません。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） マンホールトイレは災害時には有効な方法だと思いますが、今のマンホールは道路上に設置されており、使用できる場所は限られています。

今後、市が新たにつくる施設、公園への導入と民間の大型施設が計画された場合、この方式の導入を依頼するなど、ぜひ一考していただきたい、このように思います。

災害対策は、災害が発生した後の応急対策や復旧・復興対策だけでなく、災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するための予防対策を重視した政策に転換する必要があることは合意のことです。

先日、豪雨のときに横越地区の小・中学生の通学路に工事中の山から土石が落ちました。

自治会長を初めとしてさまざまな方が通学路の安全対策を要望しましたが、即座に対応するということには残念ながらなっておりませんでした。地域防災力の向上のため、現在、小学校が先生と父母、子供たちとで作成している「通学路のあぶないところ」のマップ、自治会・市担当者が参加した新しい地域のハザードマップづくりも、今後ぜひ検討していただきたい、このように考えております。

また、防災行政無線の屋外スピーカーが全く聞こえない地域もあり、総合的で緻密な防災対策の構築をお願いするものであります。

以上で、総務部長に対する質問は終わりにさせていただきたいと思っております。

続きまして、中島遊水地と市民説明会の関係で、8月に4カ所で国土交通省の地元説明会が行われました。これは6月29日に国土交通省による木曾三川ふれあいセミナーにおいて、美濃市で初めて一般市民に明らかにされましたが、そのときは資料の配付もなく、多くの市民が納得できる説明会とはなりません。参加者から、地域ごとの説明会と資料提供を求められ、8月に4地域で地元説明会が実施されました。この点について質問いたします。

国土交通省による4カ所の説明会が実施されましたが、開催場所と参加人数、市民の声はどのようなものであったでしょうか。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

8月に実施された地元説明会の開催場所と参加人数、市民の声についてお答えいたします。

長良川遊水地説明会につきましては、今まで横越地区と中島財産組合、周辺の自治会長などに20回以上の説明を行っております。8月には地元の方を対象に、横越地区、下渡地区、藍見地区、中有知地区の4カ所で説明会を行い、110名以上の方に参加いただきました。

国土交通省からは河川整備計画に長良川遊水地の整備内容を位置づけるための変更手続を実施していることや、遊水地整備による周辺への効果の説明、今後の予定などの説明がございました。

参加した市民からは、遊水地や周辺整備に関する多くの意見や要望が出されました。遊水地整備に関する声として、「周囲堤や囲繞堤によって堤防が高くなる、長良川の両側が同じ高さにするべきではないか」と左右両岸の高さのバランスを心配する意見や「遊水地に土砂が入った場合は誰が取り除くのか」などの維持管理に関する意見などがございました。

周辺整備といたしましては、過去の洪水に対する心配から「今までの災害で堤防が脆弱となっている、遊水地をつくる前に堤防を補強すべきではないか」、また「下渡橋の上流や山崎大橋の下流の堤防も強化すべきではないか」などの意見、ほかには「山崎大橋下流の河川のしゅんせつや自然林の伐採をすること」などの声も聞かれました。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） この4回の説明会が行われたわけですが、先ほど部長が報告された以外のところでこういった問題もありました。

横越地区が遊水地計画に賛同したことに対して、「利益誘導のみで賛成ではないか」こういった質問が出されました。この地域が5年余りにわたり賛同できなかった理由は、河道内に建造物をつくることは左岸右岸にとって大きなリスクを負うことへの不安、遊水地ができると横越地区内の豪雨時にゴルフ場等からの雨水により大谷川が氾濫したとき、山と遊水地の堤防に挟まれ住居地が池になるのではないか、耕作地がなくなる、すばらしい景観が失われる、河川のしゅんせつや中島の中州をなくし流量を大きくできないか、遊水地内に流れ込んだ土砂や水などの処理は美濃市の負担で行うのかなどさまざまな反対意見があり、この5年間、賛否両論がこの自治会の中では渦巻いていました。

しかし、伊勢湾台風や平成16年の洪水時の長良川の本流の氾濫により、家屋や生死の危機にあった住民、横越の方もそうですが、その恐怖は本当にはかり知れなく、遊水地によって横越地区がそういった被害は軽減できるであろう、また再三、国土交通省から、この地域の危険が増すような計画は策定しませんという説明があり、賛成に大きく傾きました。

そして、最も大きな理由は、美濃市長が4回にわたり横越の住民説明会にお越しいただき、この意味合いを説明されたこと、また美濃市民が危険に遭うような計画は絶対反対する、このように明言され、当時のほかの地域の説明会では反対意見が聞かれなかった、反対されているのは、この横越地域だけですといった発言でした。

ところが、この間の4回の説明会では遊水地計画についての疑問・不安が続出して、美濃市長の説明と大きく食い違っております。市長が市民と懇談される場合は、正確な情報をやはり市民に発信する、このことを強く求めて次の質問に入りたいと思います。

遊水地計画は今後どのようなプロセスで進められるのか、また美濃市としてどのように考えているのかお答えください。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 遊水地計画は今後どのようなプロセスで進められるのか、また美濃市の考えについてお答えいたします。

国土交通省によるプロセスは、現段階での想定として、今年度は木曾川水系河川整備計画へ遊水地を位置づけるなどの変更手続を進めているところです。整備計画変更後は、用地取得、設計に必要な現地測量・調査などを行うと聞いております。

また、計画を進めるに当たり、工事説明会等を開催した後に、河川内の掘削や用地取得の状況に応じて本体に着手していく予定と説明がありました。

本市といたしましては、近々では平成16年の洪水時に発生した越水、氾濫など大変大きな被害に見舞われましたが、遊水地の一日も早い完成により長良川の治水安全度がより高まるよう国土交通省にお願いしてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、長良川左岸の道塚堤防などの脆弱性が国土交通省から説明会の折にも指摘されまし

た。現在、岐阜県が管理しているこの堤防の強化を美濃市は県に対して緊急に要望すべき、このように考えます。その点ではいかがでしょうか。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 岐阜県管理の堤防の強化を美濃市は県に対して緊急に要請すべきについてお答えいたします。

道塚堤防については、近年では平成15年度に堤防を一部拡幅する工事を岐阜県で行っております。

なお、戦後最大規模の洪水となる平成16年度の台風23号による洪水では、越水したものの決壊には至っておらず、越水した箇所において張芝等により補修を県が行っております。

また、平成26年度には、岐阜県において堤防の健全性を保つため、護岸に生えた樹木の伐採や玉石護岸の間詰めなどの補修を行っております。

周辺自治会からは、道塚堤防ののり面補強や百間堤の補強など要望が出ております。

岐阜県では、堤防の安全確保に向けて毎年出水期前に確認や点検を実施し、必要に応じて補修を行っており、今年度は百間堤を補強するため、堤上部の舗装工事や堤の痩せている箇所に土を充てて補強する工事を行う予定と聞いております。

本市といたしましても、周辺自治会の心配は十分承知しておりますので、道塚堤防や百間堤の安全性につきましては注視しており、自治会の要望はもとより、日ごろより岐阜県と連携し、情報の共有を図るよう努めております。

今後も、日常や増水時の管理で堤防に異常が見られた場合は速やかに情報提供するなど、引き続き安全の確保に努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

説明会でも地元の方が心配しておられる内容が、なかなか市が県に要請している県が実施した工事など、見えにくい部分があります。もう一度市民の方に、実態はこういうことだったよということがわかるような形で、ぜひとも要請を含めてお願いしたい、このように思います。

次に移ります。

現在、美濃橋に設置してある河川監視カメラ（ライブ中継）を山崎大橋にもぜひ設置の要望が市民から寄せられていますが、いかがでしょうか。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 山崎大橋に河川監視カメラの設置要望についてお答えいたします。

山崎大橋のライブカメラは平成19年にCCNが設置し運営していたものがございましたが、故障が頻繁に発生するとともに、部品が手に入りにくくなり、維持管理が困難ということで平成28年に廃止されました。昨年9月議会で同様の質問がございましたので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、平成29年からは美濃市防災情報アプリにおいても、長良川の上流や板取川の水位、河川のライブカメラ映像をスマートフォンやタブレットなどで見ることができます。市民の皆様にも広く御利用いただきたいと思いますと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 平成30年度の国土交通省の重点対策の中には、「命を守る、早く知らせ、早く逃げる、命を守る情報の迅速な提供」これが防災対策の大きな柱になっております。

昨年度、美濃市からは国や県へ片知川、神洞川、余取川、半道川への緊急管理型簡易水位計の設置の要望を行っていますが、監視カメラは岐阜県が49カ所、そのうち長良川で5カ所設置されており、美濃橋に設置してある岐阜県の河川水位観測所と監視カメラとそのライブ映像は地域住民の私たちにとって、洪水の様子が克明に配信されるもので非常に重要だと考えております。

しかし、下渡橋下流の藍見地区、下渡地区、また避難所が12カ所ある中有知地区、そのうち8カ所が水害時に避難所として適切でなく、遠方への避難を余儀なくされているこの地域の人たちにとって、山崎大橋へのライブカメラ設置の要望は切実なものがあります。

こういった水位監視カメラ等は自治体独自に行っているところもあります。可児市で6カ所、ほかにも県内には8カ所あります。市として財源が困難である、そういうことであれば忠節橋より上流が県管理であるわけですから、県への要望をぜひ行ってもらいたい、このように考えます。

次に、市内の中小河川の改修・しゅんせつの要望が出されていますが、対応の順番はどのようなになっておりますでしょうか。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 市内の中小河川の改修・しゅんせつ要望の対応についてお答えいたします。

市が管理する河川といたしましては、長之瀬川や渡来川などの普通河川から、山沿いの沢に至るまで非常に多く、数の詳細は把握できておりません。

しかしながら、生命や財産にかかわるような市民生活に重大な影響を及ぼす危険性が高い箇所から優先的に対応しております。

なお、昨年度は7月豪雨の後に緊急点検を行い、危険で緊急性が高いと判断した箇所といたしまして13カ所を優先的に対策を進めたところでございます。

今後も引き続き、このような観点で改修に努めてまいりますので御理解をいただきますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

続きまして、中央公民館の利便性の向上について質問いたします。

中央公民館は市民の日常生活向上のため、教養、文化、健康に関する事業や生涯学習、地域コミュニティに関する事業等の人づくり、まちづくりの中心として各種の事業が行われ、大きなイベントも年に数回開催されるなど、美濃市の文化の育成、発信場所として大きな役割を果たしている、このように考えております。

また、福社会館として、美濃市社会福祉協議会の中心的役割も果たしております。

この会館の管理・運営を行われている美濃市教育委員会の人づくり文化課による会館の利便性をさらに向上させるために以下の質問を行いたい、このように思います。

3年前に3階の展示室で、平和を愛する美濃市民の集いでイベントを開催しました。このとき、豪雨で室内の各所で雨漏りが起こり、バケツでその雨水を受けとめたといった経験がありましたが、その後、漏水対策工事が施され安心して使用することができましたが、老朽化している会館の地震対策、こういったものは行われているのでしょうか。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） それでは、中央公民館の耐震対策についてお答えをいたします。

中央公民館は、昭和61年2月に竣工した建物です。建築基準法では昭和56年6月1日に耐震基準に関する改正が行われ、これ以降の建築については震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないような構造であることが求められており、中央公民館はこの基準を満たした建物となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、中央公民館の特性からいって障がい者の方などが頻繁に利用されている、また年配の方も多く利用されております。こういった障がい者などが移動できるようなバリアフリー対策はどのように行われているのでしょうか。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 障がい者等が移動できるようなバリアフリー対策の状況についてお答えをいたします。

中央公民館では、1階正面玄関横に車椅子等でも利用できるスロープを設けているほか、駐車場には車椅子利用者用駐車場スペースや、ベビーカー利用者・妊婦用駐車場スペースを4台分設けております。

また、1階から3階までの各階に身障用トイレを整備したり、各階で停止するエレベーター、視覚障がい者誘導用ブロック等を配置し、障がい者や高齢者の移動等に配慮しているところであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 実は駐車場が東側にあって、東側入り口が階段状になっております。

非常口という仕様になっておりますが、ここからの出入りの方がかなり多いわけですね。ぜひここをスロープ等の改善など、こういったことも検討されるよう要望いたします。

続きまして、空調設備の使用料と100円投入方式の見直し、こういったことについて質問いたします。

各部屋の貸し出し料金以外に冷暖房料金がコイン投入方式となっております。使用料に比較し、冷暖房料金が割高になっている。利用者の方から、こういったことが聞かれます。展示室などは、時期にもよりますけれど、使用料金と同額になるほどエアコン料金がかかり、100円コインを6,000円ぐらい用意しなければいけない、こういったことも言われています。この冷暖房費は使用者にとって非常に負担が大きい、公民館の目的からいっても利用料方式の見直し、こういったものはできないかどうか質問いたします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 空調設備の使用料と100円投入方式の見直しについてお答えをいたします。

中央公民館の空調設備を初め公共施設の使用料等については、10月に予定されています消費税率等の改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例として、ことし3月の市議会定例会に上程し、可決いただいたところであります。

使用料については、公平性や受益者負担の適正化、施設維持管理経費等に対する費用対効果などの観点から設定しており、条例では100円投入方式の空調設備の使用料については、利用者の利便性や負担等を考慮し、いずれも金額を据え置きにしたところであります。

また、100円投入方式については、集中管理方式の空調設備が老朽化により使用不可となったため、平成17年、18年の2カ年にわたって改修工事を行いました。その際、それぞれの部屋ごとに管理する個別管理方式として、またその利用に関しては100円投入方式を導入したところであります。

以上のことから、空調設備の使用料と100円投入方式の見直しについては、現時点では考えておりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 市民からいろいろ意見があつて、残念ながらこの件については前向きな回答を得られない。このことは残念に思いますが、引き続き検討していただきたい、このように思います。

最後になりますが、1階ロビーに空調設備を設置できないか、こういった質問をさせていただきます。

多くの市民の方が集まる公民館の1階ロビーは、待ち合わせ場所としても、時には展示も行われていますが、夏場と冬場はロビーでゆっくり過ごせる場所の提供とはかけ離れたものになっております。夏場は扇風機、冬はストーブ、こういった中身になっています。

美濃市外の方もこの中央公民館にいろんなイベントでお越しになったときに、この環境に

驚いておられます。余りにもひどい状況ではないか、このように考えております。ぜひとも空調設備の完備をお願いしたいと思いますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 1階ロビーに空調設備を設置できないかについてお答えをいたします。

中央公民館の空調設備につきましては、先ほど御説明いたしましたように設備の老朽化に伴い使用不可となったため、集中管理方式から個別管理方式での改修工事を実施しました。

1階ロビーにつきましては吹き抜けとなっており、改修工事には膨大な費用が想定されることや、1階ロビーの空調設備以外にも老朽化した部分が多数あることなどから、改修工事を行わず、代替措置として扇風機や暖房器具を設置し対応しているところであります。

空調設備の設置につきましては、今後の施設改修や更新等を考慮し、引き続き代替措置による対応を考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 空調についての厳しい財政事情はわかりませんが、当面、スポットクーラーなどを設置するように検討していただきたい、このように思います。

また、利便性については、視覚障がい者やお年寄りにとって、館内の照明の適切な確保は安全性からも必要だと考えております。質問事項にはありませんでしたが、時々、東通路の照明が点灯されていないなどが見受けられますが、照明も必要な光量が確保されているか、ぜひこの点も改善をよろしくお願ひしたい、このように思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（古田 豊君） ただいま議題となっている認第1号から議第58号までの29案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は9月19日及び20日の午前10時から、民生教育常任委員会は9月24日及び25日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月26日までの9日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月26日までの9日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月27日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時25分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月17日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

令和元年 9 月 27 日

令和元年 第 3 回 美濃市議会 定例会 会議録 (第 3 号)

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 9 月 27 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成 30 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成 30 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成 30 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成 30 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成 30 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成 30 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成 30 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成 30 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 38 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 11 議第 39 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 議第 40 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 41 号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 42 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 43 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 第 16 議第 44 号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 第 17 議第 45 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 18 議第 46 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 第 19 議第 47 号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 48 号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 49 号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 50 号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 51 号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 52 号 美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例について
- 第 25 議第 53 号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 54 号 美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 55 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 第 28 議第 56 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第 29 議第 57 号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 第 30 議第 58 号 平成 30 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 31 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

第1から第31までの各事件

(追加日程)

市議第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	辻 美 鶴
議会事務局書記	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第30 議第58号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第2、認第1号から日程第30、議第58号までの29案件を一括して議題といたします。

これら29案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

では、今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月19日午前10時からと9月20日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号 平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 平成30年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号 平成30年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の

後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第40号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 美濃市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第52号 美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号 美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第56号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号 平成30年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月24日午前10時からと25日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成30年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号 平成30年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号 平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号 平成30年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案の

とおりの可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第1号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第38号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第38号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第46号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第46号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第50号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第51号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第51号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第52号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第52号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第54号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第54号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第31 閉会中の継続調査申出書について

○議長（古田 豊君） 日程第31、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、総務産業建設常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長から美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第2号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 市議第2号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第2号について、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ただいま追加上程になりました市議第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について提案理由を御説明いたします。

意見書文を読み上げまして、提案といたします。

それでは、お手元の議案集の2ページをお開きください。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人ふえて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保有者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれましては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

1つ、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2つ、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。

3つ、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、そして国家公安委員長でございます。

以上、御審議をお願いしまして、御採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特にないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和元年第3回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは先日発生いたしました台風15号により被害に遭われました多くの皆様に、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、各メディアで報道されているとおり、台風の影響によりまして千葉県内では今なお停電の被害が続いております。一日も早い復興・復旧を心からお祈り申し上げます。

今回の台風の影響によりますと、電柱の倒壊、倒木による電線の寸断など、長期にわたる停電が市民生活に及ぼす影響というものが非常に大きいなということを再認識させられた案件でございました。本市といたしましても、大規模で長期間にわたる停電など、こういったことも想定しながら危機管理を持ち、市民の皆様の安全・安心を守る防災力の強化に努めて

まいるというふうに思っておるところでございます。

また、昨日、厚生労働省が発表しました公的病院の再編の記事がきょう各新聞各紙に載ったと思いますけれども、美濃市民病院についてはおかげさまでその再編の候補者としては載っていなかったわけでございますが、決して載っていないからといって安心できるものでもなく、これからも美濃病院が適正に市民のための必要な病院として運営できるように、皆様方に引き続き御支援と御協力をお願いしたいと思っております。今回載らなかったことにつきましては、阪本院長ほか病院職員の皆様方が非常にすばらしい対応によって病院の経営が成り立っているということが大きな要因となっておりますので、大変感謝をしております。これからも引き続き皆様方にも御支援いただきますようお願い申し上げたいと思っております。

また、議会中ではございましたけれども、皆様方に協力いただきまして、岐阜県が進めます海外トップセールス戦略ということで、古田議長とともに岐阜県知事に同行して9月11日の夜から15日の早朝まで、実質2泊3日間ということでございましたけれども、オーストラリアのシドニーのほうに訪問させていただきました。このトップセールスにつきましては、オーストラリアから本県へのさらなる誘客を図ると。今のところオーストラリアから日本に来ている方は岐阜県は9番目ということでございますけれども、さらにオーストラリアからの岐阜県への誘客を図ると。そして、岐阜県が誇ります鮎、飛騨牛などの食を輸出すると、あるいは美濃和紙などの伝統工芸品の魅力を伝えて販路拡大をすると、こんなことが目的となっております。

あわせまして、今回オリンピックで表彰状に採用されましたことも含めて、オーストラリアのほうでPRをしてまいったところでございます。1回行ったとってすぐ効果が出るとは思っていませんけれども、継続的にいろんなPRをすることによって和紙産業の活性化と、こんなものも進めていければいいかなと思っておるところでございます。

さて、このたびの定例会におきましては、令和元年度一般会計補正予算、平成30年度一般会計歳入歳出決算、条例の制定及び改正、教育委員の人事案件など、33件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認並びに議決をいただきまして、まことにありがとうございました。今後も市民の行政サービスの向上に努めるとともに、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望を踏まえまして、適正な事務事業の執行に努めてまいりたいと思っております。

来月から11月にかけては、あかりアート展、あるいは歴史的文化遺産を活用した歴まちサミット、あるいは産業祭・健康フェアなど、大型のイベント等々が開催されることになっています。議員の皆様におかれましても御参加いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、議員各位には朝夕めっきり涼しくなり温度差が大きいこの時期、健康には十二分に御留意され、市政進展のため、一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 本定例会には、平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め、重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして市政進展に尽くされますようお願い申し上げまして、閉会といたします。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9 月 27 日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

署 名 議 員 須 田 盛 也

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 3 号	平成30年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 4 号	平成30年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成30年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 38号	令和元年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 40号	令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 41号	令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 43号	美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について	原案可決
議 第 44号	美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について	原案可決
議 第 45号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議 第 46号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について中所管部に関する事項	原案可決
議 第 48号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 52号	美濃市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例について	原案可決

議 第 5 3 号	美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 5 4 号	美濃市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 5 5 号	中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について	原案可決
議 第 5 6 号	中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	原案可決
議 第 5 7 号	中濃地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について	原案可決
議 第 5 8 号	平成30年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決

令和元年 9 月 20 日

総務産業建設常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 古 田 豊 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成30年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	平成30年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	平成30年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成30年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	平成30年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定

議 第 38 号	令和元年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 39 号	令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 42 号	令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 46 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について中所管部に関する事項	原案可決
議 第 47 号	美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 49 号	美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 50 号	美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 51 号	美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和元年9月25日

民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 古田 豊 様